

令和6年度版

監査年報

静岡県監査委員

はじめに

静岡県監査委員は、県の行財政の適正な運営に資するため、県の財務に関する事務及び経営に係る事業等が公正かつ効率的に執行され、県民福祉の増進に寄与しているかどうかについて、県民の視点から監査を実施しています。

本書は、令和6年度に実施した定期監査、随時監査、臨時監査、決算審査、住民監査請求に基づく監査などの実施状況や結果をまとめたものです。

本書が県民の皆さまや関係各位にとりまして、監査に対する理解を深めていただく一助となれば幸いです。

令和8年3月

静岡県監査委員	山下	和俊
静岡県監査委員	松本	早巳
静岡県監査委員	土屋	源由
静岡県監査委員	木内	満

目 次

第1 令和6年度監査の概要	
1 令和6年度の監査の基本方針	1
2 令和6年度の監査等の種類及び実施状況	3
3 監査委員の状況	9
4 令和6年度の監査委員事務局の組織	10
第2 令和6年度の監査結果	
1 令和6年度の監査実施状況	11
(1) 令和6年度の指摘等の状況一覧	
2 定期監査	15
(1) 監査実施状況	
(2) 指摘等の状況	
(3) 指摘等に対する改善の措置状況	
3 随時監査・臨時監査	32
(1) 監査実施状況	
(2) 指摘等の状況	
(3) 指摘等に対する改善の措置状況	
4 行政監査	38
5 財政的援助団体等の監査	40
(1) 監査実施状況	
(2) 指摘等の状況	
6 決算審査及び基金運用状況審査	45
(1) 普通会計（一般会計及び特別会計）に対する決算審査の実施状況	
(2) 公営企業会計に対する決算審査の実施状況	
(3) 基金運用状況に対する審査の実施状況	
7 健全化判断比率等審査	53
(1) 健全化判断比率審査の実施状況	
(2) 資金不足比率審査の実施状況	
8 内部統制評価報告書の審査	56
9 例月出納検査	57
10 住民監査請求に基づく監査	58
11 令和6年度の指摘に対する改善の措置状況（県公報掲載）	59
(1) 定期監査	
第3 年度別の指摘等の状況一覧	61
第4 監査業務のアウトソーシング	
1 令和6年度の監査実施状況	65
2 令和6年度の指摘等の状況	65

第5	外部監査	
1	外部監査制度の概要	66
2	包括外部監査について	67
3	令和6年度包括外部監査の実績	67
4	年度別の実施状況	68
第6	監査の情報提供	69
資料	監査結果の「指摘」「注意」「意見」とは	70

第1 令和6年度監査の概要

1 令和6年度の監査の基本方針

富国有徳の「美しい“ふじのくに”」にふさわしい公正で透明性があり、県民の視点に立った厳正な監査を目指す。

また、機動的・弾力的な対応や、多角的な観点から、実効性の高い監査を実施することにより、事務・事業の改善と職場風土の改革に繋げる。

1 公正・透明性のある監査

- (1) 法令、倫理等の遵守を重視した監査を実施する。
- (2) 公正不偏かつ客観的な判断による監査を実施する。
- (3) 監査結果等の情報を迅速かつ、わかりやすく県民に公表し、県政の現状や課題等について県民への説明責任を積極的に果たす。

2 実効性の高い監査

- (1) 多角的な観点からさまざまな監査手法を活用し、行政の実態に応じて機動的・弾力的に対応して実効性の高い監査を実施する。
- (2) 内部統制推進部局が行う検査結果等を活用した監査を実施し、内部統制機関との役割分担を図る。
- (3) 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性(Economy)の観点、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性(Efficiency)の観点及び事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性(Effectiveness)の観点からの監査（以下「3E監査」という。）を拡充し、内部統制機関では確認困難な分野に監査資源を投入し、監査の重点化を図る。
- (4) 税収不足の状況下において、3E監査の視点を活用し、歳入の確保、歳出の抑制に繋がる監査を実施する。
- (5) 制度や組織の変化に留意し、不正・事故・誤り等が発生するリスクの高い事項及び内部統制の評価により顕在化したリスクの高い事項について、重点的に監査する。
- (6) 組織・運営の合理化及び適正な事業執行に資する意見を述べ、業務の改善を指導し、監査対象機関の事務・事業の改革に繋がる監査を実施する。

- (7) 指摘等の監査結果に対する改善状況を確認し、是正・改善の着実な実現を図る。
- (8) 事務局職員の資質向上を図るとともに、監査手法の見直し・定着を進め、委託した公認会計士と連携し、監査体制を充実させる。

2 令和6年度の監査等の種類及び実施状況

令和6年度の監査等の種類及び実施状況は、次のとおりです。

<監査等の種類>

監査等の種類		関係法令 (注)	実施方法等	監査対象（機関等）	
財務監査	定期監査	財務会計監査	予算の執行に関し、その会計を通じて、財務の適法性と経済性・効率性・有効性などについて実施します。 特に、予算収支とその会計管理が公正かつ適正に執行されたか、財産管理が適正に行われているか等に配慮します。	県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所	
		工事技術監査	工事の執行に関し、計画・設計・積算が妥当であるか、入札・契約事務が適正に行われているか、工事が正確かつ適法に執行されているか等について実施します。		
		公営企業の経営に係る事業の管理監査	事業の経営に関し、事業が最少の経費で最大の効果をあげているか等経営の効率性について実施します。 また、その目的と計画の達成度、各機関の組織及び運営が合理的であるか等に配慮します。		
行政監査	事務事業監査	法第199条第2項	県の事務の執行が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に実施され、組織及び運営の運営が合理的であるかどうかについて実施します。 ※ 平成27年度以降、テーマ別監査は実施していません。	県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（政令で定めるものを除く。）	
財務監査	随時監査	財務会計監査	法第199条第1、5項	監査委員が必要があると認めるときに実施する財務会計や工事技術についての監査です。実施方法・時期は、その都度定めます。	県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所
		工事技術監査			
行政監査	臨時監査	事務事業監査	法第199条第2項	定期監査を待たずに速やかに監査結果を出し、改善措置を促す必要があると判断したとき、適時に実施する行政監査です。監査対象機関、監査期間、実施方法等は、その都度定めます。	県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（政令で定めるものを除く。）
財政的援助団体等の監査		法第199条第7項	財政的援助、出資を受けている団体等に対し、補助事業等の執行、資金の出納が適正に行われているか、また、補助等の目的に沿って行われているか、補助事業等の目的を達成しているかについて実施します。 また、公の施設の指定管理者に対しては、公の施設の管理に関する業務の執行、資金の出納が適正に行われているか等について実施します。	県から補助金、貸付金等の財政的援助を受けた団体、県の出資率25%以上の出資団体、指定管理者等の中から選定した団体	

(注) 法：地方自治法

実施時期・頻度	実施実績
<p>毎会計年度1回以上 期日を定めて実施</p>	<p>監査対象472箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> • 予備監査 (職員、公認会計士) • 本監査(監査委員) • 監査結果報告、 公表 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(注) 以下、定期監査以外の監査の実施体制は、おおむね定期監査に準じる。</p> </div>
<p>必要があると認めるとき。</p>	<p>監査対象11箇所</p> <hr/> <p>監査対象2箇所</p>
<p>必要があると認めるとき。</p>	<p>令和6年度は実績なし</p>
<p>必要があると認めるとき。</p>	<p>監査対象33団体</p>

< 監査等の種類 >

監査等の種類	関係法令 (注)	実施方法等	監査対象 (機関等)
決算審査	法第233条第2項、公企第30条第2項	決算書その他関係書類に基づいて計数を確認するとともに、予算が効率的かつ合理的に執行されたか、また、財政が健全に運営されているか等について審査します。	<ul style="list-style-type: none"> 普通会計決算 公営企業会計決算
基金運用状況審査	法第241条第5項	基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを審査します。	<ul style="list-style-type: none"> 県立美術博物館建設基金
健全化判断比率等審査	健全化法第3条第1項、第22条第1項	健全化法に基づき財政の健全性を判断する基準である健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）及び資金不足比率について、次の点を主眼として実施します。 (1) 健全化判断比率等の算出過程に誤りはないか (2) 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率等算出の計算に用いられているか (3) 健全化判断比率等の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか (4) 健全化判断比率等の算定過程における評価・判断は妥当か	普通会計、公営企業会計、出資法人の会計など
内部統制評価報告書の審査	法第150条第5項	知事等が作成した内部統制評価報告書について、知事等による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを審査します。	内部統制評価報告書
例月出納検査	法第235条の2第1項	会計管理者、公営企業管理者等から提出された検査資料に基づいて、毎月の現金出納の計数を確認するとともに、財政収支の動態を計数面から把握しているか等について検査します。	普通会計、公営企業会計、歳入歳出外現金及び基金
住民監査請求に基づく監査	法第242条第5項	県民から、県職員等による違法又は不当な財務会計行為について、監査の請求があった場合に、監査を実施します。	県の公金支出などの財務会計行為
要求監査等	法第75条第1、3項、第98条第2項、第199条第6、7項、第243条の2の8第3項	地方自治法に基づく監査請求・要求があった場合に監査を実施します。 ①選挙権を有する者の総数の50分の1以上の住民の署名による請求による事務監査（同法第75条第1、3項） ②議会の請求監査（同法第98条第2項） ③知事による要求監査（同法第199条第6、7項） ④職員賠償責任の要求監査（同法第243条の2の2第3項）	<ul style="list-style-type: none"> 県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（議会の請求監査では政令で定めるものを除く。） 財政的援助団体等（知事による要求監査のみ。）

(注) 法：地方自治法、公企：地方公営企業法、健全化法：地方公共団体の財政の健全化に関する法律

実施時期・頻度	実施実績
<p>毎会計年度、知事から審査に付されたとき。</p>	<p>審査に付された日から90日以内に審査結果を知事に報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7/24 審査依頼 ・8/29 監査委員協議会 ・9/ 9 審査意見書提出
<p>毎会計年度、決算審査と同時期</p>	<p>審査に付された日から90日以内に審査結果を知事に報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7/24 審査依頼 ・8/29 監査委員協議会 ・9/ 9 審査意見書提出
<p>毎会計年度、知事から審査に付されたとき。</p>	<p>決算審査の報告と同時に審査結果を知事へ報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8/14 審査依頼 ・8/29 監査委員協議会 ・9/ 9 審査意見書提出
<p>毎会計年度、知事から審査に付されたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・8/ 6 審査依頼 ・9/ 9 監査委員協議会 ・9/11 審査意見書提出
<p>月ごとに定められた例日</p>	<p>毎月25日から月末までに実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予備検査 (職員、公認会計士) ・例月出納検査 (監査委員) ・検査結果報告 (議会、知事)
<p>住民から請求があったとき。</p>	<p>監査の実施は60日以内</p> <p>令和6年度は10件について監査を実施（うち1件は令和5年度からの継続）</p>
<p>請求や要求があったとき。</p>	<p>令和6年度は実績なし</p>

< 監査等の種類 >

監査等の種類		関係法令	実施方法等	監査対象（機関等）
外部監査 （総務部所管）	包括外部監査	法第252条の27以下	<p>監査委員の監査に加えて、弁護士、公認会計士、税理士などを「外部監査人」に起用して、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能について住民の信頼を高めることをねらいとした制度です。</p> <p>毎会計年度、特定のテーマを決めて行われます。</p> <p>なお、外部監査人との契約締結や指摘等に対する改善の措置状況をとりまとめる事務等は、総務部（令和6年度までは経営管理部）の所管となっています。</p>	<p>県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所及び財政的援助団体等</p>
	個別外部監査		<p>特定の事件について選挙権者、議会、長、住民の請求・要求により監査委員の監査に代えて行われます。</p>	

< 参考 > 上記のほか、次の活動も行っていきます。

区分	関係法令 (注)	実施方法等
監査委員協議会	<p>法第199条第12項</p> <p>法第233条第4項、公企第30条第5項、健全化法第3条第2項、第22条第3項</p> <p>法第150条第5項</p> <p>法第242条第11項</p>	<p>監査委員の合議により、監査の結果や決算審査意見等に関する決定を行います。</p>
監査結果の報告と公表	法第199条第9項	<p>監査結果について、県議会や知事等に報告し、県公報で公表しています。</p>
監査結果に対する監査対象機関の措置状況の公表	法第199条第14項	<p>監査の結果に基づき、監査対象機関が講じた措置の内容を、県公報で公表しています。</p>
監査情報の提供	—	<p>監査方針、監査計画、監査結果等をホームページや監査年報に掲載しています。</p>

(注) 法：地方自治法、公企：地方公営企業法、健全化法：地方公共団体の財政の健全化に関する法律

実施時期・頻度	実施実績
毎年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査補助者の協議、告示 ・ 外部監査人への協力 ・ 前年度監査結果等に対する措置状況の公表 ・ 前々年度以前の監査結果等に対する措置進捗状況の公表 ・ 次年度包括外部監査契約締結の際の意見 ・ 監査結果の公表
請求や要求があったとき。	令和6年度は実績なし

実施時期・頻度	実施実績
監査の結果に関する報告の決定のとき。	5回
決算審査・基金運用状況審査意見の決定のとき。	(決算等審査) 8月
健全化判断比率等審査意見の決定のとき。	(健全化判断比率等審査) 8月
内部統制評価報告書の審査意見の決定のとき。	9月
住民監査請求の結果の決定のとき。	7回
監査委員協議会終了後	5回
監査対象機関から講じた措置の内容について通知があった後	7回
—	[ホームページ掲載] 随時
—	[監査年報の発行] 3月

3 監査委員の状況

監査委員は、地方自治法に基づいて、識見を有する者及び議員のうちから、知事が議会の同意を得て4人を選任します。本県では、条例で議員から選任する監査委員は2人とされ、識見の監査委員2人は常勤と定められています。

令和6年度に係る監査委員は、次のとおりです。

選任区分	勤務区分	氏名	任期	備考
識見	常勤 (代表)	渡邊 芳文	R2.11.1~R6.10.31	代表就任 R6.4.1~R6.10.31
識見	常勤 (代表)	山下 和俊	R6.4.1~R10.3.31	委員就任 R6.4.1~ 代表就任 R6.11.1~
識見	常勤	松本 早巳	R6.11.1~R10.10.31	
議員	非常勤	良知 淳行	R6.5.17~R7.5.18	終期は委員の辞職による
議員	非常勤	阿部 卓也	R6.5.17~R7.5.18	終期は委員の辞職による
議員	非常勤	竹内 良訓	R5.5.19~R6.5.16	終期は委員の辞職による
議員	非常勤	四本 康久	R5.5.19~R6.5.16	終期は委員の辞職による

(参考)

1 監査委員の職務

監査委員は、法により地方公共団体が必ず設置しなければならない執行機関の一つで、公正を確保すべく知事の指揮監督から職務上独立し、知事と対等の立場において監査を実施する独立の機関で、広範な職務権限が与えられています。

監査委員の役割は、県民の信頼と付託のもと、本県の行財政の執行について、住民の福祉の増進に努めているか、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めているか、常にその組織及び運営の合理化に努めているかなどに意を用いて、行財政全般について県民目線で監査し指導することにあります。

2 監査委員制度の沿革

(1) 監査委員制度の創設

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)により、監査委員及び事務局の設置並びに監査委員の職務権限について規定されています。

(2) 監査機能の充実

昭和23年以降、法も逐次改正され、監査委員の職務権限の拡充や事務局体制の整備など、監査機能の充実が図られてきました。

(3) 行政監査の導入

平成3年4月の法改正で、財務監査に加え一般の行政事務についても監査の対象とする行政監査の導入が図られました。

(4) 外部監査制度

平成9年6月に法が改正され、監査機能の専門性・独立性の強化や監査機能に対する住民の信頼を高めるため、外部監査制度が導入されました。

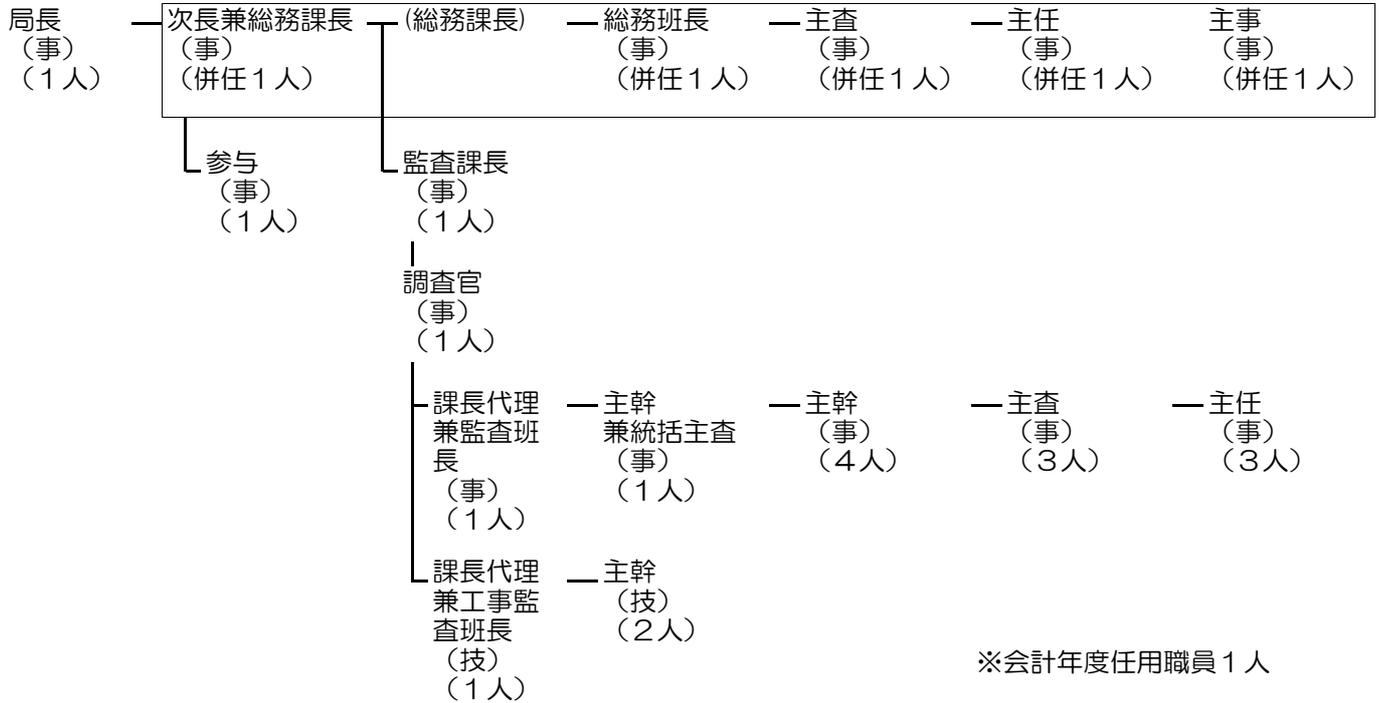
(監査委員制度と外部監査制度と相まって地方公共団体の監査機能全体の強化)

(5) 地方公共団体財政健全化法の成立

平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)が成立し、監査委員は健全化判断比率等を審査することになりました。

4 令和6年度の監査委員事務局の組織

(1) 事務局の組織図（令和6年4月1日時点）
 [条例定数25名、現員24名(うち併任5人)]



(2) 事務分掌

ア 総務課

- ・ 監査委員の庶務に関すること
- ・ 監査委員の告示、訓令等に関すること
- ・ 事務局職員の人事及び研修に関すること
- ・ 事務局職員の給与に関すること
- ・ 事務局職員の福利厚生に関すること
- ・ 予算の経理その他の会計事務に関すること
- ・ 公印に関すること
- ・ 文書の收受、発送及び保存管理に関すること
- ・ 物品の出納管理に関すること
- ・ 局内の連絡調整及び局内他課の所掌に属しない事務に関すること

イ 監査課

- ・ 財務監査に関すること
- ・ 行政監査に関すること
- ・ 定期監査に関すること
- ・ 随時監査に関すること
- ・ 臨時監査に関すること
- ・ 財政的援助団体等の監査に関すること
- ・ 決算及び基金運用状況審査に関すること
- ・ 健全化判断比率等の審査に関すること
- ・ 内部統制評価報告書の審査に関すること
- ・ 例月出納検査に関すること
- ・ 住民監査請求に関すること
- ・ その他監査委員の行う監査、審査等に関すること

第2 令和6年度の監査結果

1 令和6年度の監査実施状況

監査委員による監査の実施状況は、次のとおりです。

監査種別		実施箇所数等	監査対象期間	掲載ページ
財務 監査 ・ 行政 監査	定期監査	本 庁 218箇所	本 庁 令和5年度 出先機関 令和5年度及び 令和6年度期 中	15 ※ 行政監査に ついては 38
		出先機関 254箇所		
		合 計 472箇所 (すべての機関実施)		
財務 監査	随時監査	財務会計監査 11箇所	令和5年度及び令和 6年度期中	32
		うち抜き打ち分 10箇所		
		工事技術監査 2箇所		
		合 計 13箇所		
行政 監査	臨時監査	本 庁 0箇所	令和5年度及び令和 6年度期中	32
		出先機関 0箇所		
		合 計 0箇所		
財政的援助団体 等の監査		33団体	令和5年度	40
決算審査		普通会計（一般・特別） 公営企業会計	令和5年度	45
基金運用状況審 査		県立美術博物館建設基金	令和5年度	52
健全化判断比率 等審査		普通会計、公営企業会計、出資法人 の会計など	令和5年度	53
内部統制評価報 告書の審査		内部統制評価報告書	令和5年度	56
例月出納検査		普通会計（一般・特別） 歳入歳出外現金 公営企業会計 基金	検査月の前月	57

住民監査請求に基づく監査	10件		58
--------------	-----	--	----

外部監査人による監査の実施状況は、次のとおりです。

監査種別	テーマ	監査対象期間	掲載ページ
包括外部監査	試験研究機関の財務事務等について	令和5年度（原則）	66

（注）令和6年度は、個別外部監査の実施はありませんでした。

(1) 令和6年度の指摘等の状況一覧

区分		実施箇所	指摘等の箇所	指摘等の件数	指摘等の区分（件数）（注1）											
					指摘				注意				意見			
					財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
定期 監査	知事部局	250	34	36	1	1	1	3	11	4	6	21			12	12
	企業局	5	0	0				0				0				0
	がんセンター局	1	0	0				0				0				0
	議会事務局	5	0	0				0				0				0
	各種委員会事務局	9	0	0				0				0				0
	教育委員会事務局、教育機関	130	5	6				0	1		2	3			3	3
	警察本部、警察署	72	2	2				0				0			2	2
	小計	472	41	44	1	1	1	3	12	4	8	24	0	0	17	17
随時監査		13	1	3				0	1			1	2			2
臨時監査		0	0	0				0				0				0
財政的援助団体等		33	0	0				0				0				0
計（A）（注2）		518	42	47	1	1	1	3	13	4	8	25	2	0	17	19
令和5年度監査実績（B）（注2）		527	56	62	3	0	6	9	17	2	12	31	2	0	20	22
増減（A-B）		△9	△14	△15	△2	1	△5	△6	△4	2	△4	△6	0	0	△3	△3

（注1）指摘、注意、意見の区分は、資料（70ページ）を参照してください。

（注2）監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、令和2年度から監査委員事務局長指導事項としています。令和6年度の事務局長指導事項の件数は75件（令和5年度の事務局長指導事項の件数は67件）です。

(知事部局の内訳)

計			
財務会計	工事技術	事務事業	計
12	5	19	36
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
1	0	5	6
0	0	2	2
13	5	26	44
3	0	0	3
0	0	0	0
0	0	0	0
16	5	26	47
22	2	38	62
△ 6	3	△ 12	△ 15

部局名	指摘等の箇所	指摘等の区分(件数)			
		指摘～意見 計			
		財務会計	工事技術	事務事業	計
知事直轄組織	3			3	3
危機管理部	2		1	1	2
経営管理部	8	6		3	9
くらし・環境部	1			1	1
スポーツ・文化観光部	3	1		2	3
健康福祉部	5	1		4	5
経済産業部	5	3	2	1	6
交通基盤部	6	1	2	3	6
出納局	1			1	1
計(C)	34	12	5	19	36
令和5年度 監査実績(D)	36	15	1	23	39
増減 (C-D)	△ 2	△ 3	4	△ 4	△ 3

2 定期監査

(1) 監査実施状況

県の本庁及び出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（472箇所）について実施しました。

監査の実施方法は、監査委員が監査対象機関に出向いて行う実地監査と、書類審査により行う書面監査とがあります。

なお、予備監査業務のうち財務会計に関する監査業務の一部を外部委託（アウトソーシング）しています。

令和6年度は、合規性の視点からの監査と併せ、最少の経費で最大の効果を挙げているかの視点から、事務事業の執行にあたり経済性・効率性（無駄あるいは非効率な経費の支出や事務処理はないか等）や有効性（目標とした成果は得られたか、あるいは成果をどのように活用するか等）についての監査を実施しました。

(ア) 本庁

各部署における重点事業、課題事項、特に報告すべき事項を中心にして監査を実施しました。

(イ) 出先機関

ICT危機の管理・活用状況、防災体制の整備状況等について3Eの視点を強化した監査を実施しました。

ア 総括表

（単位：箇所）

区分	令和6年度						令和5年度						増減 (A-B)	
	本庁	書面	出先	書面	計 (A)	書面	本庁	書面	出先	書面	計 (A)	書面		書面
知事部局	144		106	(50)	250	(50)	147		106	(60)	253	(60)	Δ 3	(Δ10)
企業局	3		2	(1)	5	(1)	3		2	(1)	5	(1)	0	(0)
がん センター局	1				1	(0)	1				1	(0)	0	(0)
議会事務局	5				5	(0)	5				5	(0)	0	(0)
各種委員会 事務局	9				9	(0)	9				9	(0)	0	(0)
教育委員会 事務局、 教育機関	12		118	(90)	130	(90)	12		117	(96)	129	(96)	1	(Δ6)
警察本部、 警察署	44		28	(22)	72	(22)	44		28	(23)	72	(23)	0	(Δ1)
計	218	(0)	254	(163)	472	(163)	221	(0)	253	(180)	474	(180)	Δ 2	(Δ17)

(注) 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数。

イ 部局別表

(単位：箇所)

区分	令和6年度								令和5年度								増減 (A-B)	
	本庁		出先機関				計(A)		本庁		出先機関				計(B)			
	書面	かい	書面	その他	書面	書面	書面	書面	書面	かい	書面	その他	書面	書面	書面			
知事直轄組織	12		2	(1)			14	(1)	12		2	(2)			14	(2)	0	(Δ1)
危機管理部	6		2	(2)			8	(2)	6		2	(1)			8	(1)	0	(1)
経営管理部	10		12	(8)	1	(1)	23	(9)	11		12	(8)	1	(1)	24	(9)	Δ 1	(0)
くらし・環境部	16		4	(2)	4	(3)	24	(5)	16		4	(3)	4	(3)	24	(6)	0	(Δ1)
スポーツ・文化観光部	15		4	(2)			19	(2)	16		4	(3)			20	(3)	Δ 1	(Δ1)
健康福祉部	20		15	(6)	18	(2)	53	(8)	21		15	(8)	18	(3)	54	(11)	Δ 1	(Δ3)
経済産業部	31		26	(19)	6	(3)	63	(22)	31		26	(21)	6	(5)	63	(26)	0	(Δ4)
交通基盤部	29		12	(1)			41	(1)	29		12	(2)			41	(2)	0	(Δ1)
出納局	5						5	(0)	5						5	(0)	0	(0)
企業局	3		2	(1)			5	(1)	3		2	(1)			5	(1)	0	(0)
がんセンター局	1						1	(0)	1						1	(0)	0	(0)
議会議務局	5						5	(0)	5						5	(0)	0	(0)
各種委員会事務局	9						9	(0)	9						9	(0)	0	(0)
教育委員会事務局、教育機関	12		118	(90)			130	(90)	12		117	(96)			129	(96)	1	(Δ6)
警察本部、警察署	44		28	(22)			72	(22)	44		28	(23)			72	(23)	0	(Δ1)
計	218	(0)	225	(154)	29	(9)	472	(163)	221	(0)	224	(168)	29	(12)	474	(180)	Δ 2	(Δ17)

(注)

- 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数。
- 「かい」とは、県の出先機関で予算の令達を受けて歳出予算を執行し、歳入を収納する知事部局の出先機関、学校、警察署等を指します。「その他」とは、「かい」に付設された機関で、健康福祉センターに付設される「保健所」などの出先機関を指します。

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

定期監査実施箇所数	472箇所
指摘等の箇所数	41箇所 (8.7%)

(注) 定期監査実施箇所数には、かいに付設された機関の数も含まれています。

(イ) 件数

区分	指摘等の区分 (件数)			
	指摘	注意	意見	計
財務会計	1	12		13
工事技術	1	4		5
事務事業	1	8	17	26
計	3	24	17	44

(注) 「指摘」「注意」「意見」の区分は、資料(70ページ)を参照してください。

監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、監査委員事務局長指導事項としています。令和6年度の件数は71件です。

イ 指摘等の内容(詳細は「指摘等の概要」(20ページから31ページ)のとおり)

(ア) 指摘(3件)

a 財務会計(2件)

(a) 収入関係(1件)

- ・ 不適切な事務処理による法人二税の課税漏れ等(下田財務事務所)

(b) 工事技術関係(1件)

- ・ 建設工事の不適切な工期設定(中遠農林事務所)

b 事務事業(1件)

- ・ 会計年度任用職員の労災保険に係る不適切な処理(ふじのくに地球環境史ミュージアム)

(イ) 注意(24件)

a 財務会計(16件)

(a) 収入関係(6件)

- ・ 庁舎等使用料の調定誤り(同種事案の発生)(資産経営課)
- ・ 自動車税環境性能割の課税誤り(沼津財務事務所)
- ・ 軽油引取税の課税誤り(機関名非公表)
- ・ 利用者負担金の誤徴収(東部健康福祉センター)
- ・ 授業料の調定誤り(工科短期大学校)
- ・ 技術派遣職員の給与等の市町への請求漏れ(政策管理局総務課)

(b) 支出関係(3件)

- ・ 予算令達前における指名通知(志太榛原農林事務所)
- ・ 地方職員共済組合負担金の過払い(職員厚生課)
- ・ 不適切な補助金交付事務(都市局地域交通課)

(c) 契約関係(1件)

- 業務委託における不適切な契約事務及び検査の未実施（浜松工業高等学校）
- (d) 財産関係（2件）
 - 備品の不適切な管理（資産経営課）
 - 研究用備品の不適切な管理（農林技術研究所森林・林業研究センター）
- b 工事技術関係（4件）
 - 建設工事の不適切な工事計画（原子力安全対策課）
 - 建設工事の不適切な工期設定2件（浜松土木事務所、志太榛原農林事務所）
 - 建設工事の不適切な監督業務（清水港管理局）
- c 事務事業（8件）
 - プレジャーボート係留の許可及び調定の遅延（清水港管理局）
 - 通勤手当の不正受給（知事戦略局広聴広報課）
 - 障害者手帳等とマイナンバー紐付けの誤り（障害者支援局障害福祉課）
 - 要配慮個人情報を含んだ書類の誤送付（健康局健康政策課）
 - 個人情報を含んだUSBメモリの紛失（都市局生活排水課）
 - 会計年度任用職員の休暇等承認申請（請求）簿の記載誤り（デジタル戦略局統計調査課）
 - 特殊勤務手当等の不正受給（富岳館高等学校）
 - 教員による生徒への不適切な言動の複数回の発生（機関名非公表）
- (ウ) 意見（17件）
 - a 事務事業（17件）
 - 地域社会のDX及び行政のデジタル化推進（デジタル戦略局デジタル戦略課）
 - 総合防災アプリ「静岡県防災」の活用（危機情報課）
 - 財務事務所の不祥事案件に対する再発防止策（総務課、税務課）
 - 内部統制制度の充実強化2件（行政経営課、人事課、出納局会計支援課）
 - 職員のコンプライアンス対策（人事課）
 - 自転車運転マナーと自転車乗車時のヘルメット着用率の向上3件（県民生活局くらし交通安全課、健康体育課、交通企画課）
 - 富士山静岡空港の経営状況の改善（空港振興局空港管理課）
 - 母子父子寡婦福祉資金貸付事業における収入未済額の縮減（こども未来局こども家庭課）
 - 健康寿命延伸に向けた高血圧対策の推進（健康局健康政策課、健康増進課）
 - 多様な働き方導入事業の推進（就業支援局労働雇用政策課）
 - 伊豆半島における港湾を活用した海側からの緊急物資輸送の実現（道路局道路企画課、港湾局港湾企画課）
 - 障害者雇用の推進（教育総務課）
 - 不祥事根絶に向けた取組（教育総務課）
 - 不祥事根絶への取組（警務部監察課）

(3) 指摘等に対する改善の措置状況

令和6年度に指摘等（44件）を行った41機関から、改善の措置状況の報告書が提出され、

指摘、注意及び意見に係る報告内容は県公報に掲載しました。

このうち、指摘（3件）を行った3機関の改善措置状況は、59ページから60ページまでに掲載しています。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

指摘等の概要

[定期監査]

1 指摘3件

(1) 財務関係2件

ア 収入関係1件

監査箇所	区分	概要	
下田財務事務所	指摘	件名	不適切な事務処理による法人二税の課税漏れ等
		内容	下田財務事務所は、令和3年度から4年度にかけて、法人二税（法人県民税・法人事業税）に係る317件の事務放置等の不適切な事務処理を行った結果、未徴収4件963,800円、過徴収4件113,000円、課税権消滅1件63,400円を発生させた。

イ 工事技術関係1件

監査箇所	区分	概要	
中遠農林事務所	指摘	件名	建設工事の不適切な工期設定
		内容	中遠農林事務所は、令和4年度に実施した排水機更新工事において、著しく短い期間を工期とする請負契約を締結していた。

ウ 事務事業関係1件

監査箇所	区分	概要	
ふじのくに地球環境史ミュージアム	指摘	件名	会計年度任用職員の労災保険に係る不適切な処理
		内容	ふじのくに地球環境史ミュージアムは、平成27年4月から労災保険適用事務所に該当しているにもかかわらず、令和5年11月に会計年度任用職員の通勤災害が発生するまで労災保険に未加入であることに気付かず、静岡労働基準監督署に労災保険に係る必要な届出を行っていなかった。

2 注意 24 件

(1) 財務関係 16 件

ア 収入関係 6 件

監査箇所	区分	概要	
資産経営課	注意	件名	庁舎等使用料の調定誤り（同種事案の発生）
		内容	<p>資産経営課は、令和 4 年度から 6 年度までの行政財産使用許可に係る使用料の算定を誤り、令和 4 年度及び 5 年度に、過徴収 8 件 13,560 円を発生させた。</p> <p>また、令和 5 年 11 月に、使用料を訂正し、過徴収分を還付したが、その後も根拠書類の確認を怠り、令和 6 年度の使用料の調定金額が誤っていた。</p> <p>同課には、前回の監査で同種の事案に対し再発防止を求めたところであるが、これが改善に結びついていなかった。</p>
沼津財務事務所	注意	件名	自動車税環境性能割の課税誤り
		内容	<p>沼津財務事務所は、平成 28 年 4 月から自動車税環境性能割の申告書の内容を確認するチェックリストを使用しておらず、申告書の記入誤りにより、2 件 2,900 円の追加徴収、14 件 196,000 円の還付を発生させた。</p>
機関名非公表	注意	件名	軽油引取税の課税誤り
		内容	<p>財務事務所において、令和 2 年から令和 4 年までの間、港湾運送事業の軽油引取税の免税適用を誤り、免税要件に該当しない自社業のための荷運送を免税対象とし、軽油 151,420 リットル、4,860,582 円の課税漏れを発生させた。</p>
東部健康福祉センター	注意	件名	利用者負担金の誤徴収
		内容	<p>東部健康福祉センターは、平成 30 年 10 月から令和 6 年 3 月までの間、市町村民税非課税世帯の母子生活支援施設利用者負担金が月額 0 円であるにもかかわらず、誤って 3 世帯から月額 1,100 円計 81,400 円を徴収していた。</p>
工科短期大学	注意	件名	授業料の調定誤り
		内容	<p>工科短期大学は、令和 6 年度後期授業料の調定を誤り、金額の誤った納入通知書を 58 人に配布した結果、3 件 167,100 円の過徴収が発生した。</p>
政策管理局総務課	注意	件名	技術派遣職員の給与等の市町への請求漏れ
		内容	<p>政策管理局総務課は市町に派遣する技術派遣職員の給与について、県が当該年度中に調定し、市町へ請求すべきところ、派遣団体である県が負担するものと誤認識し、令和 2 年度から令和 4 年度までの間、合計 21,963,122 円の請求をしていなかった。</p>

イ 支出関係3件

監査箇所	区分	概要	
志太榛原農林事務所	注意	件名	予算令達前における指名通知
		内容	志太榛原農林事務所は、令和5年度に実施した法面对策工事において、予算令達前に指名競争入札に関する指名通知書を送付していた。
職員厚生課	注意	件名	地方職員共済組合負担金の過払い
		内容	福利厚生課は、地方職員共済組合負担金の支払いに当たり、請求金額の確認が十分でなかったため、平成30年度から令和4年度までの5年間で388件29,623,890円の過払いを発生させた。
都市局 地域交通課	注意	件名	不適切な補助金交付事務
		内容	都市局地域交通課は、令和4年度及び令和5年度に交付した新モビリティサービス推進事業費補助金において、補助金申請書の補助金交付申請額に消費税仕入控除税額等が含まれていることに気付かずに補助金交付事務を行い、計909,091円を過大に交付した。

ウ 契約関係1件

監査箇所	区分	概要	
浜松工業高等学校	注意	件名	業務委託における不適切な契約事務及び検査の未実施
		内容	浜松工業高等学校は、令和5年度に実施した外壁全面打診調査業務委託において、契約書に業務の完了の確認又は検査の時期に関する事項を記載せず、業務の完了を確認するための検査を実施していなかった。

エ 財産関係2件

監査箇所	区分	概要	
資産経営課	注意	件名	備品の不適切な管理
		内容	資産経営課は、長期間にわたり備品の現物確認を行わなかったことにより、機器収納テーブル6台及び3段ガラス戸付き書類収納庫1台を亡失した。
農林技術研究所 森林・林業研究センター	注意	件名	研究用備品の不適切な管理
		内容	森林・林業研究センターは、過去において、物品の現物と台帳との照合を定期的に行わないなど、物品の適正な管理を怠り、計16件の所在不明備品を発生させた。

(2) 工事技術関係4件

監査箇所	区分	概要	
原子力安全 対策課	注意	件名	建設工事の不適切な工事計画
		内容	<p>原子力安全対策課は、令和5年度に実施した東名高速道路浜名湖サービスエリアにおける倉庫設置工事において、令和6年3月22日に倉庫設置を行う予定であったが、道路交通法に基づく道路の使用の許可を受けていないことや、施工重機の運搬方法の見直しが必要であることが判明し、年度内の完了が困難となったため、所期の目的である倉庫設置を取り止めた。</p> <p>また、倉庫の運搬や重機の特殊車両通行許可申請は実施したため、その費用（直接工事費の設計額285,000円に経費率と落札率を乗じた金額）は支払った。</p>
浜松土木事 務所	注意	件名	建設工事の不適切な工期設定
		内容	<p>浜松土木事務所は、令和5年度に実施した河床掘削工事において、通常必要となる工期を確保せず、施工が極めて困難な期間を工期とする請負契約を締結していた。</p>
志太榛原農 林事務所	注意	件名	建設工事の不適切な工期設定
		内容	<p>志太榛原農林事務所は、令和5年度に実施した法面对策工事及び土砂搬出工事において、通常必要となる工期を確保せず、施工が極めて困難な期間を工期とする請負契約を締結していた。</p>
清水港管理 局	注意	件名	建設工事の不適切な監督業務
		内容	<p>清水港管理局は、令和5年度に発注した保安設備改修工事において、舗装復旧等の出来形数量が契約内容のとおり施工されていなかった。</p>

(3) 事務事業8件

監査箇所	区分	概要	
清水港管理 局	注意	件名	プレジャーボート係留の許可及び調定の遅延
		内容	<p>清水港管理局は、プレジャーボート係留施設利用者3人から提出されていた使用許可申請書を放置し、許可及び調定が最大10か月遅延していた。</p>
知事戦略局 広聴広報課	注意	件名	通勤手当の不正受給
		内容	<p>知事戦略局広聴広報課の会計年度任用職員は、令和2年4月から令和6年4月までの49か月間、通勤届では往路復路ともバスを利用する旨を届け出ながら、自転車で通勤し、通勤手当の差額273,888円を不正に受給した。</p>

監査箇所	区分	概要	
障害者支援局 障害福祉課	注意	件名	障害者手帳等とマイナンバー紐付けの誤り
		内容	<p>障害者支援局障害福祉課は、障害者手帳情報等とマイナンバーの紐付け作業において入力を誤ったことにより、一部のマイナポータルから他人の身体障害者手帳の情報等が閲覧できる状態となっていた。</p> <p>情報の紐付け誤り等の件数は、身体障害者手帳 161 件、療育手帳 13 件、精神手帳 9 件及び精神通院医療 15 件であった。</p> <p>なお、総点検を実施するために、令和 5 年 5 月 11 日から 6 年 1 月 14 日までの間、身体障害者手帳とマイナポータルとの情報連携を一時停止することとなった。</p>
健康局 健康政策課	注意	件名	要配慮個人情報を含んだ書類の誤送付
		内容	<p>健康局健康政策課が委託した調査研究事業において、受託者が検査結果を発送する際、誤って 1 人分の MRI 画像（氏名、生年月日、性別、所見の記載あり）を他人の通知に混入させ、個人情報が流出した。</p>
都市局 生活排水課	注意	件名	個人情報を含んだ USB メモリの紛失
		内容	<p>都市局生活排水課は、流域下水道維持管理業務委託に係る総合評価審査委員 10 人の氏名、住所の個人情報等が保存されている USB メモリを紛失した。</p>
デジタル戦略局 統計調査課	注意	件名	会計年度任用職員の休暇等承認申請（請求）簿の記載誤り
		内容	<p>デジタル戦略局統計調査課は、会計年度任用職員の休暇等承認申請（請求）簿の記載を誤り、本来、年次有給休暇残日数から時間単位年休を減算すべきところを加算していた。この誤りにより、報酬に 2 時間分に相当する 2,278 円の過払いが発生した。</p>
富岳館高等学校	注意	件名	特殊勤務手当等の不正受給
		内容	<p>富岳館高等学校の教諭は、令和 5 年 4 月から令和 6 年 1 月までの間、部活動指導の勤務実績がないにもかかわらず、計 47 日分の週休日等における虚偽の勤務実績及び計 5 日分の過大な活動時間を申請し、特殊勤務手当 138,600 円を不正に受給した。</p> <p>また、当該教諭は、令和 5 年 8 月及び 12 月の計 4 日分について部活動の遠征に行っていないにもかかわらず、旅費 9,200 円を申請し、不正に受給した。</p>
機関名非公表	注意	件名	教員による生徒への不適切な言動の複数回の発生
		内容	<p>県立高等学校の教諭は、令和 5 年 4 月から令和 5 年 9 月にかけて、授業中、居眠りをしている生徒を起こすために、複数回、複数の生徒に対して指で額を弾く、頭頂部を軽く叩く、口にチョークを入れる等の行為を行った。</p> <p>また、同校の別の教諭は、顧問を務める部活動の指導において、体罰事案を起こした。</p>

3 意見 17 件

(1) 事務事業 17 件

監査箇所	区分	概要	
デジタル戦略局 デジタル戦略課	意見	件名	地域社会のDX及び行政のデジタル化推進
		内容	<p>県では、令和4年度から「ふじのくにDX推進計画」に基づき、「誰にも優しく、誰もが便利に、安全・安心、そして豊かに」を基本理念として、地域社会のDXや行政のデジタル化等を推進しています。</p> <p>地域社会のDXの推進に関しては、デジタルデバイド対策として、地域の中でスマートフォン等のデジタル機器に不慣れな人の相談役として活躍する「ふじのくにデジタルサポーター」を育成しています。今後も、育成したサポーターが地域で活躍できるよう計画的な育成を進めてください。</p> <p>また、行政のデジタル化の推進に関しては、「行政手続のオンライン化対応済割合」を目標値（2025年度:80%）に設定していますが、2023年度現在、42.3%と進捗が芳しくない状況です。利用者の利便性の向上と業務効率化が進むよう関係所属の支援に取り組んでください。</p> <p>さらに、市町のDXの推進に関しては、国が自治体に令和7年度までに情報システムの標準化・共通化の対応完了を求めており、支援窓口の設置やアドバイザー派遣等による支援を行っています。「情報システムの標準化・共通化が完了した市町数」を目標値（2025年度:35市町）に設定していますが、2023年度現在、標準化・共通化が完了した市町はありません。各市町の課題を収集・分析し情報共有をするなど、広域的な取組を行い、市町がシステム移行に遅れることのないよう、効果的な支援に取り組んでください。</p>
危機情報課	意見	件名	総合防災アプリ「静岡県防災」の活用
		内容	<p>危機管理部では令和元年度に総合防災アプリ「静岡県防災」の運用を開始し、令和6年6月末時点でダウンロード数は29万件を超えています。また、この防災アプリを活用して訓練を実施した自主防災組織の割合を100%とする目標を掲げ、自主防災組織の防災力の向上を図るために、自主防災組織ごとの防災力を可視化できる「地域防災力見える化」機能を防災アプリに搭載して活用を促進しています。</p> <p>市町の取組成果としては、当該機能を利用した自主防災組織が、それぞれの市町にあるかどうかを防災アプリの管理者機能により把握しており、防災アプリを活用して訓練を実施した自主防災組織の割合は、令和4年度に12.3%、令和5年度に31.0%としています。</p> <p>一方で活用の優良事例が把握されておらず、これでは防災アプリが利用されたか否かの確認に留まり、活用状況について確認がされているとは言えません。</p> <p>県としては、防災アプリの活用状況を含む自主防災組織の活動実態を把握し、効果的な防災アプリの活用方法を積極的に提案するなど、地域の防災力の向上が図られるよう取り組んでください。</p>

監査箇所	区分	概要	
総務課、税務課	意見	件名	財務事務所の不祥事案件に対する再発防止策
		内容	<p>下田財務事務所は、令和3年度から「事務放置による個人事業税の課税漏れ」「不動産取得税の課税誤り」「事務放置による法人二税の不適切な事務処理」と3年連続で重大な不祥事が発生し、監査意見も発出しているところです。</p> <p>下田財務事務所として再発防止に取り組んでいますが、事務所規模に比べ扱う税目数が多く、また、若手を中心とする職員構成となっており、下田財務事務所だけでは抜本的な解決が難しいと考えます。</p> <p>財務事務所は県税の課税及び徴収を行う機関であり、県民との信頼関係の維持が特に重要な機関です。</p> <p>下田財務事務所において重大な不祥事が連続発生している原因を、様々な視点から注意深く分析し、組織体制や職員の配置の見直し等を含めた再発防止の取組について検討してください。</p>
行政経営課、人事課 出納局 会計支援課	意見	件名	内部統制制度の充実強化
		内容	<p>地方自治法の改正により内部統制制度が導入されてから4年が経過し、令和6年3月、国において「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の見直しが行われたところですが、本県においても内部統制の有効性を高めるために以下の事項について見直し等を行い、内部統制制度の充実強化に取り組んでください。</p> <p>(1) 令和2年度から5年度までの間に、内部統制の対象となる29リスクのうち12リスクについては不備が検出されていないことから、内部統制推進部局は、これらを現行のまま対象リスクとして挙げることの妥当性を検証するとともに、「重大な不備」として検出されたリスクや不備が多く検出されているリスク、定期監査等において監査結果が多数生じている事項等への対応の充実化を図ってください。</p> <p>また、令和5年度歳入歳出決算附属書類において、過去の財産に関する調書について記載漏れがあったことが判明しました。決算書の計数は正確でなければならないことから、当該事項についてもリスクの対象とすることを検討するなど内部統制制度の充実強化により、正確な決算附属書類を含む歳入歳出決算書を作成してください。</p> <p>(2) 内部統制評価部局である行政経営課は、本県における内部統制制度の制度所管課として、制度の全般的な運営や職員への制度周知等の事務を担っています。しかし、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月（令和6年3月改定）総務省）において、内部統制評価部局の責務として、内部統制の整備状況及び運用状況に対する「独立的評価」が求められていることに鑑みて、この体制が妥当であるとは言えません。内部統制制度所管課、内部統制推進部局及び内部統制評価部局の役割分担を再考し、内部統制推進部局が主体となって内部統制制度全般を所管するなど、本県における内部統制の体制の見直しを検討してください。</p>

監査箇所	区分	概要	
人事課	意見	件名	職員のコンプライアンス対策
		内容	<p>コンプライアンスの推進については、庁内推進組織である「静岡県コンプライアンス推進本部会議」及び外部有識者で構成する「静岡県コンプライアンス委員会」における意見等も踏まえ、コンプライアンス推進計画に基づき取組が進められています。</p> <p>しかしながら、令和5年度は、逮捕者が3人、懲戒処分が6件発生し、過去5年間で一番多く発生しています。県民の信頼が揺らがないように、職員に対し、服務規律の厳正保持や適正な事務執行等について継続的に注意喚起を行うなど、不祥事案件の根絶に向けて取り組んでください。</p> <p>特に、令和5年度から6年度にかけて実施している全庁特別監察の結果を分析するとともに、そこで得た情報を全庁的に共有し、組織として適切に業務が行われる仕組みを整えてください。</p> <p>また、不正行為通報窓口や各種相談窓口には、不適正な事務処理等の発見に繋がるような情報が寄せられるため、通報内容等をよく吟味し、適切に対処してください。</p>
県民生活局 暮らし交通 安全課 教育委員会 健康体育課 警察本部 交通企画課	意見	件名	自転車運転マナーと自転車乗車時のヘルメット着用率の向上
		内容	<p>暮らし・環境部では、平成31年3月に制定した「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車利用者の交通ルールや運転マナーの遵守を不可欠なものとして、その啓発に取り組んできました。</p> <p>また、令和5年4月からは、改正道路交通法に基づき、自転車の乗車時のヘルメット着用が努力義務化され、令和6年5月には、自転車の交通違反者に反則金を納付させる、いわゆる「青切符」による取締りの導入を盛り込んだ改正道路交通法が、可決・成立し、2年以内に施行されることになりました。</p> <p>そのような中、令和5年の県内の自転車関連交通事故件数は3,043件で、前年と比較して135件増加する状況となっています。また、努力義務化されたヘルメットの着用率も、警察庁が令和5年7月に実施した調査では、静岡県は10.6%と全国平均の13.5%よりも低くなっており、令和6年5月に県内の公立高校を対象に実施した教育委員会の調査では約6.5%と、県全体での着用率よりもさらに低い率に留まっています。</p> <p>これらのことから、自転車の運転マナーの向上と自転車乗車時のヘルメット着用に向けた取組は、静岡県全体として早急に考えていかなければならない課題となっています。</p> <p>一方、全国では、公立高校における自転車通学時のヘルメット着用を自転車通学の許可条件としたり、校則に盛り込むことを県下統一で実施する都県も現れてきています。本県においても、県立沼津工業高校では、令和6年度から全学年で、自転車通学時のヘルメット着用を義務づけているところです。</p> <p>つきましては、前記条例等に基づき、暮らし・環境部、教育委員会、警察本部で協力して、自転車運転マナーの向上や、自転車乗車時のヘルメット着用率が向上するよう効果的で実効性のある取組を推進してください。</p>

監査箇所	区分	概要	
空港振興局 空港管理課	意見	件名	富士山静岡空港の経営状況の改善
		内容	<p>富士山静岡空港では、平成31年4月1日から、公共施設等運営権制度を活用した運営体制に移行し、運営権者となった富士山静岡空港株式会社が主体的に空港運営を行っています。</p> <p>県は、運営権者に求める要求水準の充足及び運営権者の経営健全性を確認するため、モニタリングを実施しています。</p> <p>令和5年10月に公表されたモニタリングの「経営」の項目では「赤字が継続しているが、借入は行わず、運転資金は確保されており、経営に問題は見られない」と評価がされています。</p> <p>コロナ禍による航空事情の低迷など外的な要因が多いとはいえ、現運営体制に移行した令和元年度から赤字が継続しています。フローとストックは密接に関連しており、過去の利益の蓄積である財産は、一旦取り崩すと収益が出ない限り回復は困難です。借入がないから経営が安定しているとはいえません。</p> <p>評価委員会からも、免税売店売上への依存による経営リスクを避けるため他の収入源の検討をするようにという意見が出されています。</p> <p>県は、運営権者の経営実態がより把握できるよう、中長期的な視点に立ち、さらに踏み込んだモニタリングの実施に努め、経営の安定化を促してください。</p>
こども未来局 こども家庭課	意見	件名	母子父子寡婦福祉資金貸付事業における収入未済額の縮減
		内容	<p>本事業における収入未済額は年々増加し、令和5年度末における収入未済額の総額は、令和4年度末と比較して39,711千円増の799,919千円余となりました。未収金対策としては借受人の親と子双方への面接の実施や母子・父子自立支援員等による償還指導が実施されておりますが、収入未済額の減少にはつながっていない状況です。</p> <p>こうした中、債権回収を強化する対策として実施している弁護士法人への債権回収業務委託は比較的高い債権回収率となっており、滞納が長期化している回収困難な債権の回収に一定の効果を挙げています。</p> <p>しかしながら、委託債権額については、令和3年度に53,592千円を新規に追加し、117,866千円を委託してから2年間、新規分の委託を実施していません。</p> <p>増加する未済額縮減のためには、より効果的に実効性のある回収を進める必要があることから、委託する債権を増やすなど効果的に外部委託を活用し、収入未済額のより一層の縮減に努めてください。</p>

監査箇所	区分	概要	
健康局 健康政策課、 健康増進課	意見	件名	健康寿命延伸に向けた高血圧対策の推進
		内容	<p>健康寿命延伸のための高血圧対策として、野菜マシマシプロジェクト、適塩キッズ育成事業、しずおか健幸惣菜普及による食環境向上事業及び血圧測定習慣化推進事業を展開しています。県民が高血圧を防ぐためにとるべき行動は目新しいものはないため、改めて県民の意識をそこに向けさせるには、関係機関と連携し、ポイントを絞った集中的な施策実施から県民参加による継続的な県民運動のような取組に繋げていくことが必要であると考えます。</p> <p>血圧測定習慣化推進事業において、令和4年度及び5年度の実証実験で得たデータを令和6年度に分析し、働く人の生活改善プログラムの改訂や保健指導用ツールの作成に生かすほか、働く人が家庭での血圧測定を習慣化し、医療機関の受診に対する意識啓発や健康意識の向上等を図るとのことですが、実証実験は2か年で計2,200万円余もの事業費を投じていることから、取得したデータ等を最大限に活用し、実効性のある取組となるよう努めてください。</p>
就業支援局 労働雇用政策課	意見	件名	多様な働き方導入事業の推進
		内容	<p>就業支援局労働雇用政策課は、多様な働き方導入事業の推進として、テレワーク導入促進セミナー事業やテレワーク推進人材養成事業を実施しています。</p> <p>昨年度の監査で、令和5年9月以降に実施するとした令和4年度のテレワーク導入促進セミナー参加者のテレワーク導入状況調査の結果では、「制度を整備しており、必要な人がテレワークをできる」と回答した参加者はセミナー受講後に3人増加するに留まり、「制度は整備していないが、導入を検討中」と回答した人はセミナー受講後に5人減少しています。</p> <p>また、令和5年度に実施したテレワーク推進人材養成事業では、社内のテレワークの導入体制を強化するため、「全体推進担当者」と「機器・ツール支援担当者」を対象としたコースを設定し、導入人材の養成を目的とした講座を3回実施しましたが、各コース定員30人のところ、参加者は最大で14人に留まり、3回目の講座では5ないし6人と減少しています。</p> <p>テレワーク導入促進セミナー参加者への調査結果からテレワークの導入が進んでいるとは言えず、また、テレワーク推進人材養成事業への参加者が少ないという状況からも、事業者がテレワークを導入するための支援としてテレワーク推進人材養成事業を求めているとは言い難い状況です。</p> <p>改正育児・介護休業法では、「事業主は柔軟な働き方を実現するための措置を講ずる」ことが義務づけられ、さらなる多様な働き方の導入が求められていることから、事業者が必要と考える支援を的確に把握するなど、ニーズにあった効果的な支援を行ってください。</p>

監査箇所	区分	概要	
道路局 道路企画課 港湾局 港湾企画課	意見	件名	伊豆半島における港湾を活用した海側からの緊急物資輸送の実現
		内容	<p>県では、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」（以下、「広域受援計画」）において、南海トラフ地震の発生後4日目から、広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点への物資配送を開始することを目標としています。</p> <p>伊豆半島への緊急物資は、県外から新東名高速道路長泉沼津ICを經由して沼津市内や下田市内の広域物資輸送拠点に輸送された後、各市町の地域内輸送拠点に配送されることとなります。</p> <p>緊急物資の輸送には、広域受援計画に基づく各拠点への進出ルートの確保が前提となりますが、伊豆半島の道路は、山間部を中心に未改良区間や、法面崩壊の危険箇所が多く残っており、南海トラフ地震が発生した際には道路崩落等の被害により、進出ルートの確保が困難となる可能性があります。実際に「令和6年能登半島地震」では、幹線道路の寸断により、物資輸送が妨げられました。能登半島と地理的、社会的条件が類似する伊豆半島においても、南海トラフ地震が発生した際には同様の事象が発生するものと考えられます。</p> <p>このような中、伊豆半島では、「静岡県みなと機能継続計画」に基づく防災拠点港湾や防災港湾（以下、「港湾」）の機能を早期に復旧させるための対策や、港湾の活用による「緊急物資海上輸送ネットワークの構築」、「命のみなとネットワーク形成」など、港湾における海側からの緊急物資の受入態勢の整備が進められています。このため、港湾で受け入れた緊急物資の各輸送拠点への輸送は、幹線道路が寸断された際の代替手段として有効と考えられますが、具体的な検討が行われていません。</p> <p>港湾から各輸送拠点への物資輸送に向け、能登半島地震で得た知見も参考にしながら、広域受援計画を所管する危機管理部とも連携して計画策定や訓練等の検討・実施に取り組んでください。</p>
教育委員会 教育総務課	意見	件名	障害者雇用の推進
		内容	<p>教育委員会では、平成30年度以降、障害者法定雇用率を下回っている状況が続いているため、障害者雇用率達成に向けたロードマップを作成するとともに、事務局事務補助といった新たな職を創出し、教員の多忙化解消とも合わせたスクール・サポート・スタッフの配置を進めるなど、障害者の積極的な雇用に努めています。</p> <p>しかしながら、法定雇用率達成という目標に着目すると、令和5年度では、法定雇用率2.50%に対し、実雇用率2.06%、令和6年6月1日現在の速報値では2.32%と、前年度から0.26ポイント改善したものの、令和6年度から2.7%に上げられた法定雇用率を達成するためには、さらなる雇用に向けた努力が必要です。</p> <p>自ら率先して障害者を雇用することは地方公共団体の責務であり、全国的には、令和5年6月時点ですでに31県が法定雇用率を達成しています。また、令和7年度から次期障害者活躍推進計画が始まり、さらなる雇用の推進に取り組む必要があることから、障害者雇用施策を所管する部局と連携して、予算の確保等必要な措置を実施し、早期に法定雇用率を達成するよう努めてください。</p>

監査箇所	区分	概要	
教育委員会 教育総務課	意見	件名	不祥事根絶に向けた取組
		内容	<p>教育委員会では、事案発覚時の初動対応フロー、過去に発生した事例を掲載した研修資料などの整備に加え、コンプライアス通信の発行、児童生徒へのアンケートの実施といった全県での取組のほか、すべての学校で不祥事根絶取組計画が作成され、研修が実施されており、不祥事根絶に向けた取組を推進しています。</p> <p>また、教職員向け、外部・保護者向け、児童生徒向けの3種類の通報窓口を設けており、通報から事案の発覚・処分につながった事例もあります。</p> <p>しかしながら、最重要課題として対策に取り組んでいる児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の令和5年度懲戒処分は、4年度と同件数の4件が発生しています。</p> <p>不祥事を起こした教職員は、禁止されている児童生徒との私的なSNSのやりとりをするなど、当事者意識の低さが考えられます。個人の資質によるところが大きいことから、臨床心理士の面談と原因分析を行った結果を不祥事根絶データベースで共有し、指導に活用していますが、この分析と共有をさらに進めること等で、同様な事件の発生の抑止につなげてください。</p> <p>教育関係者による児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為は、被害者を深く傷付け、教育全体への不信につながる深刻な問題です。教育委員会一丸となって、児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の根絶に向けた取組をさらに推進してください。</p>
警察本部 監察課	意見	件名	不祥事根絶への取組
		内容	<p>警察本部では、定期監察や随時監察を実施して、業務の改善指導や職員に対する指導教育等に取り組み非違事案・不適正事案の未然防止を図り、県民の信頼確保に努めています。</p> <p>令和5年度に入って複数の逮捕者が出たことから、警察本部の部長が各所属に向いての規範の講話や、本部長のビデオメッセージによる訓示などの取組を重ねてきました。</p> <p>しかし、年末には、部下を管理監督する立場にある警部がストーカー規制法違反及び脅迫の容疑で逮捕され、令和5年度は、直近10年間で最大となる5人もの逮捕者が出ました。また、令和6年度に入ってから、空き巣容疑で警部補が逮捕されています。</p> <p>これらの不祥事は、県民の警察への信用と信頼を著しく失墜させるものです。</p> <p>警察本部では、これまでも不祥事の根絶に向け取り組んできました。講話や訓示などの取組を進める中で、職員自身が主体的に考える機会を設け、自分自身を見つめ直すなどの取組も行われ始めています。それぞれの所属において、このように、これまでと視点を変えて、不祥事を自分事として意識する取組も重要だと考えます。不祥事の根絶に向けて、警察職員として高い規範意識を持つよう組織を挙げた取組を一層強化し、県民の信頼確保に努めてください。</p>

3 随時監査・臨時監査

(1) 監査実施状況

ア 随時監査とは、監査委員が必要があると認めるとき、随時で実施する財務会計や工事技術の監査です。

<財務会計監査>

東アジア文化都市2023静岡県実行委員会に対する負担金交付事務及びそれに付随する事務について、県負担金の支出が適正であったかなどの視点から1箇所を実施しました。

また、会計事務執行の適正化と監査の牽制効果、有効性を高めるため、現金、預金、郵券類等の金品の現物確認を行い、抜き打ちで10箇所を実施しました。

<工事技術監査>

大規模な建設工事のうち施工途中のものを対象に完成後では調査できない事項の監査を行い、2箇所を実施しました。

イ 臨時監査とは、定期監査以外で監査委員が必要があると認めるとき、適時に実施する行政監査であり、令和6年度の実施はありませんでした。

ウ 総括表

(単位：箇所)

区分	令和6年度 (A)				令和5年度 (B)				増減 (A-B)			
	随時監査		臨時監査(事務事業)	計	随時監査		臨時監査(事務事業)	計	随時監査		臨時監査(事務事業)	計
	財務会計	工事技術			財務会計	工事技術			財務会計	工事技術		
知事部局	(8) 8	(0) 2		(8) 10	(6) 9	(0) 1		(6) 10	(2) △ 1	(0) 1		(2) 0
企業局												
がんセンター局												
議会事務局												
各種委員会事務局												
教育委員会事務局、教育機関	(2) 2			(2) 2	(7) 7	(0) 1		(7) 8	(△5) △ 5	(0) △ 1		(△5) △ 6
警察本部、警察署	(1) 1			(1) 1	(3) 3			(3) 3	(△2) △ 2			(△2) △ 2
計	(11) 11	(0) 2	(0) 0	(11) 13	(16) 19	(0) 2	(0) 0	(16) 21	(△5) △ 8	(0) 0	(0) 0	(△5) △ 8

(注) ()は書面監査実施箇所数(内数)

工 部局別表

(単位：箇所)

区分	令和6年度 (A)				令和5年度 (B)				増減 (A-B)			
	随時監査		臨時 監査(事 務事業)	計	随時監査		臨時 監査(事 務事業)	計	随時監査		臨時 監査(事 務事業)	計
	財務会計	工事技術			財務会計	工事技術			財務会計	工事技術		
知事直轄組織					(0)			(0)	(0)			(0)
					2			2	△ 2			△ 2
危機管理部												
経営管理部	(1)			(1)	(1)			(1)	(0)			(0)
	1			1	1			1	0			0
くらし・環境部					(1)			(1)	(△1)			(△1)
					1			1	△ 1			△ 1
スポーツ・ 文化観光部	(2)	(0)		(2)	(1)			(1)	(1)	(0)		(1)
	2	1		3	1			1	1	1		2
健康福祉部	(2)			(2)	(1)			(1)	(1)			(1)
	2			2	1			1	1			1
経済産業部	(2)	(0)		(2)	(2)			(2)	(0)	(0)		(0)
	2	1		3	2			2	0	1		1
交通基盤部	(1)			(1)		(0)		(0)	(1)	(0)		(1)
	1			1		1		1	1	△ 1		0
出納局					(0)			(0)	(0)			(0)
					1			1	△ 1			△ 1
企業局												
がんセンター局												
議会事務局												
各種委員会事務局												
教育委員会事務局、 教育機関	(2)			(2)	(7)	(0)		(7)	(△5)	(0)		(△5)
	2			2	7	1		8	△ 5	△ 1		△ 6
警察本部、警察署	(1)			(1)	(3)			(3)	(△2)	(0)		(△2)
	1			1	3			3	△ 2	0		△ 2
計	(11)	(0)	(0)	(11)	(16)	(0)	(0)	(16)	(△5)	(0)	(0)	(△5)
	11	2	0	13	19	2	0	21	△ 8	0	0	△ 8

(注) ()は書面監査実施箇所数(内数)

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

区分	随時監査		臨時監査
	財務会計監査	工事技術監査	行政監査
監査実施箇所数	11箇所	2箇所	0箇所
指摘等の箇所数	1箇所	0箇所	0箇所

(イ) 件数

	指摘	注意	意見	計
随時監査		1	2	3
臨時監査				
計		1	2	3

(注)「指摘」「注意」「意見」の区分は、資料(70ページ)を参照してください。
監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、監査委員事務局長指導事項としています。令和6年度の件数は1件です。

イ 指摘等の内容(詳細は「指摘等の概要」(35ページ)のとおり)

(ア) 随時監査

a 注意(1件)

- ・ 不適切な負担金交付事務(文化局文化政策課)

b 意見(2件)

- ・ 実行委員会の解散後の手続き(文化局文化政策課)
- ・ 実行委員会が行う負担金の交付等(文化局文化政策課)

(3) 指摘等に対する改善の措置状況

令和6年度に注意等を行った機関から、改善の措置状況の報告書が提出され、報告内容は県公報に掲載しました。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

指摘等の概要

[随時監査]

1 注意1件

監査箇所	区分	概要	
文化局 文化政策課	注意	件名	不適切な負担金交付事務
		内容	文化局文化政策課は、東アジア文化都市 2023 静岡県実行委員会に対して令和4年度及び令和5年度に負担金を交付したが、このうち当該負担金を原資として当該実行委員会が交付した東アジア文化都市 2023 静岡県専門協働プログラム負担金において、会場費 495,000 円の中に負担金の対象外経費が含まれていることに気付かず交付事務を行い、交付額が過大となっていた。

2 意見2件

監査箇所	区分	概要	
文化局 文化政策課	意見	件名	実行委員会の解散後の手続き
		内容	<p>文化局文化政策課は、東アジア文化都市 2023 静岡県実行委員会会則に基づき、東アジア文化都市 2023 静岡県実行委員会（以下「東アジア実行委員会」という。）において事務局を務めていました。東アジア実行委員会は、東アジア文化都市 2023 静岡県を効果的に推進するという目的が達成されたとして令和6年3月31日に解散し、東アジア文化都市 2023 静岡県実行委員会会則に基づき、残余財産として 40,140,009 円及び物品を静岡県に帰属しました。</p> <p>しかし、東アジア実行委員会が保有する文書については、静岡県に引き継ぐ旨の規定はなく、静岡県に引き継ぐ手続きが取られていませんでした。実態としては、東アジア実行委員会が保有していた文書は事務局を務めていた文化政策課にあり、県の規定に準じて管理をしているとのことですが、明確な根拠に基づき、東アジア実行委員会が保有していた文書を静岡県に引き継ぐことは重要であると考えます。</p> <p>また、東アジア実行委員会が交付した東アジア文化都市 2023 静岡県専門協働プログラム負担金については、東アジア文化都市 2023 静岡県専門協働プログラム（文化団体）実施要項において、支払関係書類は交付先において保存し、東アジア実行委員会から提出を求められた場合は提出すると定められています。しかし、東アジア実行委員会の権利義務を静岡県に引き継ぐ旨の規定はないため、静岡県が交付先に対し支払関係書類の提出を求めることができるか不明確な状態となっています。</p> <p>さらに、東アジア実行委員会の支出等に過払い等があった場合の対応についても、上記と同様に東アジア実行委員会の権利義務を静岡県に引き継ぐ旨の規定はないため、静岡県が交付先に対し返還等を求めることができるか不明確な状態となっています。</p> <p>これらのことから、今後、実行委員会を立ち上げて事業を行う場合には、次のことについて、検討を求めます。</p> <p>ア 実行委員会が保有する文書について、解散後は静岡県等に引き継ぐことを実行委員会の会則に定めるなどして引継ぎ先を明確にし、解散後も引継ぎ先が適切に文書を保管すること</p> <p>イ 実行委員会が保有する権利義務について、解散後は静岡県等に引き継ぐことを実行委員会の会則に定めるなどして引継ぎ先を明確にし、解散後も引継ぎ先が権利の行使及び義務の履行をできるようにすること</p>

監査箇所	区分	概要	
文化局 文化政策課	意見	件名	<p>実行委員会が行う負担金の交付等</p> <p>文化局文化政策課は東アジア文化都市 2023 静岡県実行委員会（以下「東アジア実行委員会」という。）に対し、協定に基づき、令和4年度及び令和5年度に負担金計 339,116,000 円を交付し、文化政策課が事務局を務めていた東アジア実行委員会は、当該負担金を原資として、東アジア文化都市 2023 静岡県専門協働プログラム(文化団体)実施要項(以下「実施要項」という。)に基づき、東アジア実行委員会が定める基本計画に従い、東アジア実行委員会が依頼した各分野の有識者、専門家等が企画・実施する事業に対して負担金を交付していました。本負担金の交付先1団体について調査したところ、当該団体から、当該団体の役員兼事務局長が執行役員を務めている株式会社に対し、事業の企画運営業務全般を委託していましたが、東アジア実行委員会は委託していることを把握していませんでした。実施要項において収支報告書等に委託先を記載するよう定めており、当該団体において委託先の記載が漏れていたことが委託していることを把握していなかった原因ではありますが、東アジア実行委員会が実施要項において交付先団体の体制について確認できる書類の提出等を求めておらず、交付先団体の実態が把握できない状態が生じていたことも原因と考えます。本負担金に係る事業について委託することは禁止されていませんが、委託した場合には、事業にかかった経費の透明性が欠けるおそれがあり、経費の内容についてより慎重に確認する必要があります。さらに、交付先団体の役員が所属する他法人に業務を委託する場合等の特定の状況では、事業費の妥当性等が担保されないおそれがあります。</p> <p>また、東アジア実行委員会は、実施要項において支払関係書類の提出を求めておらず、交付先1団体において本負担金の対象経費に対象外の費用が含まれていることに気付かずに負担金を過大に交付していました。このため、文化政策課が東アジア実行委員会に対して交付した負担金が過大となっています。なお、文化政策課は協定において東アジア実行委員会に対し実績報告を求めていませんでした。</p> <p>さらに、東アジア実行委員会が上記交付先1団体に対し交付した負担金について、本負担金に係る事業を外部へ委託することで対象外の費用を対象経費に含めている可能性がある旨の住民監査請求があった際にも、文化政策課は、当該団体に対し支払関係書類の提出を求める等による実績の確認を行っていませんでした。負担金の交付後も対象経費等に疑義が生じた際には実績を確認する必要があり、東アジア実行委員会の解散後であっても、事務局を務めていた文化政策課は当事者意識を持って対応する必要があると考えます。</p> <p>加えて、東アジア実行委員会の会計書類を確認したところ、本負担金の交付先1団体から東アジア実行委員会に提出された協定書締結依頼に添付されている収支予算書では負担金の額が2,727,000円と記載されていますが、協定書締結に係る東アジア実行委員会の支出負担行為何では負担金額2,999,700円となっており、当該負担金額で協定書が締結されていました。負担金額変更に関する経緯等を確認できる書類は存在せず、負担金額が変更された経緯は不明です。</p> <p>これらのことから、今後、実行委員会方式により実行委員会から負担金等を交付する場合には、次のことについて、検討を求めます。</p> <p>ア 負担金等の交付先団体の体制について確認できる書類の提出を求める等により、負担金の交付先団体が負担金に係る事業を実施できる体制か確認をすること</p>
		内容	

			<p>イ 負担金等に係る事業を他法人へ委託している場合には、必要に応じて委託に係る事業について支払関係書類の提出を求める等により実績を確認すること</p> <p>ウ 負担金等の交付事務が適切に行われるよう、実行委員会や負担金の交付先団体に対し、県として適切に指導等を行うこと</p> <p>エ 実行委員会の解散後に、交付した負担金等の内容に疑義が生じた際には、県として適切に対応すること</p>
--	--	--	---

4 行政監査

県の事務の執行が、法令の定めるところに従って適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、また、県の組織及び運営が合理的であるかどうか等について実施します。

(1) 定期監査の中で行うもの

定期監査の中で行う行政監査については、3E（経済性：Economy 効率性：Efficiency 有効性：Effectiveness）を重視して実施しました。

ア 具体的な着眼点・実施方法

新公共経営の理念に基づく行財政運営等への取組状況（総合計画又は施策展開表等の進捗度）や事業の成果及び効果の状況（効果が数値化されないものについても同様とする。）に着眼して監査を実施しました。

(ア) 本庁

各部局における重点事業、課題事項、特に報告すべき事項を中心に監査を実施

(イ) 出先機関

各機関の主要事業及び課題事項を中心に監査を実施

イ 3Eの視点からの監査の実施

最少の経費で最大の効果を挙げているかの視点から、事務事業の執行にあたり経済性・効率性（無駄あるいは非効率な経費の支出や事務処理はないか等）や有効性（目標とした成果は得られたか、あるいは成果をどのように活用するか等）を監査しました。

(ア) 本庁

重点テーマとして、各部局の重要懸案調書等から項目を選定したほか、部局横断的なテーマ（物価高騰対策の実施状況、災害発生時の体制整備の状況、ふじのくにDX推進計画の状況）を設定し調査を実施しました。

(イ) 出先機関

出先機関の状況に応じ、以下の項目について、3Eの視点を強化した監査を実施しました。

- ・ 土木事務所等における不動産鑑定評価に係る契約状況等
- ・ 博物館等におけるキャッシュレス決済の導入状況
- ・ 学校における施設開放の実施状況
- ・ ICT機器の管理・活用状況
- ・ 防災体制の整備状況

* 結果については、「2 定期監査 (2) 指摘等の状況 ア指摘等の件数等 (イ) 件数」(17ページ)の「事務事業」の結果として出されています。具体的には、17ページから18ページを参照してください。

(2) 臨時監査の中で行うもの

定期監査を待たず、速やかに監査結果を出し、改善措置を促す必要があると判断したとき、適時に実施します。令和6年度の実施はありませんでした。

5 財政的援助団体等の監査

(1) 監査実施状況

県の出資率が25%以上の出資団体、県から補助金、貸付金等の財政的援助を受けた団体、公の施設の管理受託者（指定管理者）等の中から選定した団体を対象とし、令和6年度は33箇所について実施しました。

ア 総括表

(単位：箇所)

区分	令和6年度(A)		令和5年度(B)		増減 (A-B)	
	書面		書面		書面	
出資団体	13	(12)	13	(12)	0	(0)
補助団体	14	(14)	13	(13)	1	(1)
貸付団体					0	(0)
指定管理者	6	(6)	6	(6)	0	(0)
計	33	(32)	32	(31)	1	(1)

(注)

令和6年度に選定した出資団体13箇所の内、9団体が補助団体又は貸付団体にも該当しています。

イ 所管部局別表

(単位：箇所)

区分	令和6年度(A)		令和5年度(B)		増減(A-B)	
		書面		書面		書面
知事直轄組織						
危機管理部						
経営管理部						
くらし・環境部	2	(2)	4	(4)	△ 2	(△2)
スポーツ・文化観光部	7	(7)	6	(5)	1	(2)
健康福祉部	9	(8)	7	(7)	2	(1)
経済産業部	9	(9)	9	(9)	0	(0)
交通基盤部	5	(5)	4	(4)	1	(1)
出納局						
企業局						
がんセンター局						
議会事務局						
各種委員会事務局						
教育委員会事務局、 教育機関	1	(1)				
警察本部、警察署			2	(2)		
計	33	(32)	32	(31)	1	(1)

(注)

「書面」は書面監査実施箇所数(() 書きで内数)。

ウ 監査箇所一覧

区分	団体種別	団体名	所在地	令和6年度所管課	
■出資団体		(出資率)			
	(補)	公益財団法人 静岡県障害者スポーツ協会	75.4%	静岡市	スポーツ・文化観光部 生涯・パラスポーツ班
	(補・指)	公益財団法人 静岡県舞台芸術センター	100.0%	静岡市	スポーツ・文化観光部 文化政策課
	(補)	地方独立行政法人 静岡県公立大学法人	100.0%	静岡市	スポーツ・文化観光部 大学課
	(補)	地方独立行政法人 公立大学法人静岡文化芸術大学	100.0%	静岡市	スポーツ・文化観光部 大学課
	(補)	公益財団法人 しずおか健康長寿財団	77.0%	静岡市	健康福祉部 福祉長寿政策課
	(補・貸)	地方独立行政法人 静岡県立病院機構	100.0%	静岡市	健康福祉部 医療政策課
		公益財団法人 静岡県腎臓バンク	48.9%	浜松市	健康福祉部 疾病対策課
	(補)	地方独立行政法人 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学	100.0%	静岡市	健康福祉部 健康政策課
	(補)	公益財団法人 ふじのくに医療城下町推進機構	100.0%	静岡市	経済産業部 新産業集積課
		一般財団法人 静岡県労働福祉事業協会	99.8%	静岡市	経済産業部 労働雇用政策課
		公益財団法人 静岡県コンテナ輸送振興協会	33.3%	浜松市	経済産業部 企業立地推進課
	(指)	一般財団法人 アグリオープンイノベーション機構	100.0%	静岡市	経済産業部 農業戦略課
		特別法人 (公有地拡大推進法) 静岡県土地開発公社	100.0%	静岡市	交通基盤部 公共用地課
			(計 13箇所)		
■補助団体	①定期的な助成団体				
	社会福祉法人	和松会		菊川市	健康福祉部 介護保険課
	社会福祉法人	あしたか太陽の丘		沼津市	健康福祉部 障害者政策課
		日本赤十字社		東京都	健康福祉部 地域医療課
	一般社団法人	静岡県医師会		静岡市	健康福祉部 医療政策課
		静岡県信用保証協会		静岡市	経済産業部 商工金融課
		静岡県商工会連合会		静岡市	経済産業部 経営支援課
	②私学経常費補助等定期的な学校法人				
	学校法人	長嶋学園		静岡市	スポーツ・文化観光部 私学振興課
	学校法人	静岡理工科大学		静岡市	スポーツ・文化観光部 私学振興課
	学校法人	新静岡学園		静岡市	スポーツ・文化観光部 私学振興課
	③定期的でない事業費補助				
		浜名湖花博20周年記念事業実行委員会		静岡市 浜松市	経済産業部 農芸振興課
		浜名湖花博20周年記念事業実行委員会(県部会)		浜松市	経済産業部 農芸振興課

	④定期的でない建設費補助		
	社会福祉法人 白寿会	磐田市	健康福祉部 介護保険課
	株式会社 ヤマウメ	牧之原市	経済産業部 マーケティング課
	⑤その他		
	一般財団法人 南アルプスみらい財団	静岡市	くらし・環境部 自然保護課
	(計 14箇所)		
■指定管理者	株式会社 ヤタロー 【静岡県立森林公園森の家施設・静岡県立森林公園施設】	浜松市	くらし・環境部 環境ふれあい課
	いとう漁業協同組合 【網代漁港内のプレジャーボート係留等に係る施設】	熱海市	交通基盤部 港湾企画課
	静浦漁業協同組合 【静浦漁港内のプレジャーボート係留等に係る施設】	沼津市	交通基盤部 港湾企画課
	天龍造園建設グループ 【遠州灘海浜公園(中田島北地区)】	浜松市	交通基盤部 公園緑地課
	特定非営利活動法人 しずかちゃん 【吉田公園】	吉田町	交通基盤部 公園緑地課
	三ヶ日フィールドパートナーズ 【静岡県立三ヶ日青年の家】	浜松市	教育委員会 社会教育課
	(計 6箇所)		
合 計	(計 33箇所)		

- (注) 1 区分欄の()は、掲載区分以外に、(補)：補助金交付団体、(貸)：資金貸付団体、
(指)：指定管理者と重複して実施する団体
- 2 団体種別 団体名欄の【 】は、指定管理者が管理する施設

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

監査実施箇所数	33箇所
指摘等の箇所数	0箇所 (0%)

(イ) 件数

指摘	注意	意見	計
			0

(注)「指摘」「注意」「意見」の区分は、資料(70ページ)を参照してください。

監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、監査委員事務局長指導事項としています。令和6年度の件数は3件です。

イ 指摘等の内容

令和6年度は指摘等なし

6 決算審査及び基金運用状況審査

(1) 普通会計（一般会計及び特別会計）に対する決算審査の実施状況

ア 審査の対象

令和5年度静岡県一般会計及び11 特別会計

イ 審査の期間

令和6年7月24日から令和6年8月29日まで

ウ 審査の結果

令和5年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の計数については、決算書、同附属書類、関係諸帳票、指定金融機関の現金有高表等を照合審査した結果、正確であることを確認した。

また、財政運営、予算の執行、会計及び財産・資金に関する事務については、一部改善を要する事項も見受けられたが、おおむね適正に行われているものと認める。

エ 審査の意見

<p>a 健全な財政運営の堅持について</p>	<p>歳入決算額は、国庫支出金や県債の減少により、一般会計全体では、1兆3,472億3,049万2千円となり、前年度決算額1兆4,721億641万6千円に比べ1,248億7,592万4千円、8.5%減少した。</p> <p>国庫支出金は1,788億7,301万7千円で前年度決算額2,955億8,599万9千円に比べ1,167億1,298万2千円、39.5%の減少となった。これは、新型コロナウイルス感染症関連の国庫補助金等の減によるものである。</p> <p>国庫支出金の減による特定財源の割合の低下により、一般財源等の割合が76.1%と前年度より6.2ポイント上昇した。</p> <p>県税の決算額は4,969億8,549万6千円であり、前年度決算額4,976億5,575万6千円に比べ6億7,026万円、0.1%の減少となった。これは、前年度に比べて、個人県民税が増えたものの、地方消費税、法人二税等が減少したことによるものである。</p> <p>県債は、1,308億2,900万円で、前年度決算額1,470億1,000万円に比べ161億8,100万円、11.0%の減少となった。これは、投資的経費の水準調整や減収補填債などの資金手当債の発行を抑制したことが主な要因である。</p> <p>歳出決算額は、その他経費の減少により、一般会計全体では、1兆3,291億6,255万円であり、前年度決算額1兆4,474億7,735万9千円に比べ1,183億1,480万9千円、8.2%減少した。</p> <p>義務的経費については、前年度と比べ決算額が0.7%減少した。これは、令和5年度から始まった定年引上げに伴う影響により退職手当が後ろ倒しになったため、人件費が144億5,172万円減少したことによるものである。</p> <p>投資的経費については、前年度と比べ決算額が3.8%増加した。これは、災害復旧事業費が増加したことによるものである。</p> <p>また、その他経費は、前年度から決算額が19.6%減少し、歳出全体に占める構成比も5.3ポイント低下して37.6%となった。これは、新型コロナウイルス感染症関連事業の減少により奨励助成費が減少したこと等によるものである。</p> <p>次に、一般会計の県債残高について、通常債の残高は1兆5,881億9,272万1千円となり、前年度に比べ80億3,377万8千円減少し、新ビジョン後期アクションプランの目標である「上限1兆6,000億円程度」の水準を下回った。</p> <p>また、臨時財政対策債の残高は1兆1,452億9,618万円となり、前年度末より393億6,647万5千円減少した。</p>
-----------------------------	---

	<p>県の財政構造を示す7つの指標を見ると、前年度に比べて一般財源等比率、自主財源比率、将来負担比率は改善し、義務的経費比率、経常収支比率、財政力指数、実質公債費比率は悪化した。</p> <p>義務的経費比率は、定年の引上げによる退職手当の減少により義務的経費は減少したが、新型コロナウイルス感染症関連事業費の大幅な減少により、令和5年度は、3.5ポイント悪化した。</p> <p>財政状況は実質公債費比率18%未満、将来負担比率400%未満という新ビジョン後期アクションプランの目標の範囲を維持し、一定の健全性は保たれているものの、実質公債費比率及び将来負担比率の全国順位のワースト10入りが続いている状況である。</p> <p>物価高騰及び新型コロナウイルス感染症関連事業の継続に伴い充当する一般財源の増加により、財源不足額は58億円となり、昨年度と比べ26億円増加し、令和5年度の収支均衡は未達成となった。</p> <p>また、令和4年度からスタートした新ビジョン後期アクションプランでは、令和7年度までに財政調整用の基金に頼らない収支均衡を達成することを目標に掲げているが、国の地方財政計画により一般財源総額が据え置かれている一方、歳出面では、社会保障関係費や金利の上昇に伴う公債費の増加等による義務的経費等の増加が見込まれており、現状のままでは、収支均衡の目標達成は難しい状況にある。</p> <p>健全な財政運営に向け、全庁的に一層の歳出のスリム化に取り組むとともに、成長産業の育成を通じた税源涵養を進めるほかクラウドファンディング等による歳入確保の取組を図られたい。</p> <p>加えて、臨時財政対策債は、国から元利償還金が地方交付税の基準財政需要額に算入され、実質的な地方交付税として扱われているとはいえ、令和5年度の残高が1兆1,452億円以上となっており、県債残高全体の41.3%を占めていることから、引き続き、国に対して、あらゆる機会を活用して、中長期的に安定的な地方税制度の構築、臨時財政対策債の廃止を含めた地方交付税制度に係る改革や償還財源の別枠での確保を強力に働きかけられたい。</p>
<p>b 収入未済額の縮減への取組について</p>	<p>収入未済額から徴収猶予等の措置をとったものを除いた実収入未済額は、平成22年度の205億6,785万2千円をピークに令和4年度まで減少していたが、県税関係以外の増加等により、令和5年度は88億5,075万円となり、前年度と比べ12億7,667万円、16.9%増加した。</p> <p>(ア) 県税関係</p> <p>県税に税外収入の加算金を加えた令和5年度の実収入未済額は、34億4,117万1千円となり、前年度に比べ2,967万7千円、0.9%の増加となった。これは、個人県民税が減少したものの、法人事業税や個人事業税が増加したことによるものである。</p> <p>令和5年度の個人県民税（均等割・所得割）の収入率は、平成24年度から市町と協働で進めてきた特別徴収の徹底などの取組による滞納繰越額の減少もあって97.3%となり、前年度より0.1ポイント上昇したが、全国平均の97.4%を0.1ポイント下回っている。県政運営の自主性を保持する上で県税の確保は重要な命題であり、特に個人県民税の徴収については、県職員の市町への短期派遣など、引き続き市町と協働での対策を進めるなど、より一層の徴収強化に努められたい。</p> <p>また、個人県民税以外の税目についても、引き続き、滞納整理を積極的に行うなど、収入未済額の縮減に向けた取組に努められたい。</p> <p>(イ) 県税関係以外</p> <p>令和5年度の県税関係以外の実収入未済額は、54億9,579万9千円で前年度に比べ12億4,699万4千円、30%の増加となった。これは、盛土緊急対策代執行費用返納金11億3,020万6千円が新規に発生したこと等によるものである。</p> <p>このほかの実収入未済額の主なものは、中小企業共同施設資金貸付金償還金等14億</p>

	<p>4,877万1千円、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等7億9,992万円のほか、産業廃棄物原状回復代執行費用返納金、高濃度PCB廃棄物代執行費用返納金、生活保護費返還金、公営住宅使用料である。</p> <p>県税関係以外の未収金については、全庁的な観点から部局を横断して対策に取り組む「税外収入債権管理調整会議」を設置し、平成23年度から過年度未収金について、回収目標や整理目標を立て縮減に向けた各種の取組を行っているが、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等、医学修学資金貸付金返還金、生活保護費返還金等で実収入未済額が昨年度と比べ増えている。</p> <p>債務者の状況を確認しながら、回収業務の専門家と連携を強化する等、効果的な手法を取り入れることで収入未済額の縮減に努力されたい。</p>
c 事業繰越の縮減について	<p>翌年度への繰越額は、一般会計では914億7,713万1千円で、前年度に比べ84億889万2千円、8.4%減少したが、特別会計については27億7,044万3千円で、前年度に比べ9億7,698万5千円、54.5%増加した。</p> <p>なお、一般会計では、社会健康医学研究推進事業費が令和3年度から令和8年度までの6年間の継続費として設定されており、令和5年度の繰越額（逡次繰越）は、2億4,746万8千円であった。</p> <p>令和5年度の明許繰越のうち、追加分（国補正や災害発生に伴う事業の繰越）は、前年度と比べ69億715万9千円、15.4%減少した。</p> <p>また、事故繰越については、22億2,971万1千円で、前年度に比べ18億1,113万2千円、44.8%減少した。</p> <p>明許繰越のうち通常分については、的確な計画立案及び効率的な予算執行を図り繰越額の縮減に努められたい。また、事故繰越については、早期完了に向けて計画的な事業執行に努められたい。</p>
d 不用額について	<p>歳出予算における不用額は、一般会計では、231億9,834万2千円で、前年度に比べ111億7,594万円、32.5%の減少となった。また、特別会計では、77億3,499万3千円で、前年度に比べ20億3,599万5千円、20.8%の減少となった。</p> <p>一般会計の不用額の減少は、新型コロナウイルス感染症5類移行に伴い、新型コロナウイルス関連事業が大きく縮小したことによるものである。</p> <p>また、特別会計の内訳で主なものは、国民健康保険事業特別会計における保険給付費等交付金等である。</p> <p>令和5年度の不用額は、一般会計、特別会計いずれも前年度を下回っている。財政の健全化を推進し、財源の有効な活用を図るため、当初予算計上時からより精度の高い所要経費の見積りを行うとともに、事業の進捗状況を的確に把握した上で補正等を行い、引き続き効率的な予算執行に努められたい。</p>
e 財務会計事務等の適正な執行について	<p>令和5年度定期監査等において、継続的資金前渡に係る立替払など9件を監査結果として一番重い「指摘」としたほか、道路占用料の徴収誤り等31件を「注意」とした。監査結果等は「意見」「指導」を含めると全体で129件、前年度に比べ11件の減少となっている。</p> <p>財務会計に関わるものは、68件であり、前年度より13件増加した。これは、令和4年度に多く発生した支出負担行為等の遅延等が減少したものの、借受財産台帳の未作成、登載漏れ、更新漏れ等が多発したためである。</p> <p>工事技術関係に関わるものは、4件であり、前年度より7件減少した。これは、建設工事において、不適切な設計書の作成や同一施工業者による死亡事故の再発等の事案が減少したためである。</p> <p>令和2年度から内部統制制度が開始され、各所属で財務に関する事務等を対象にリスクを抽出し、事前に不正や間違いの発生を防ぐ仕組み作りに取り組んでいるが、令和5年度の内部統制評価報告書では重大な不備が2件報告されている。</p> <p>監査業務は、内部統制推進部局が行う検査結果等を活用し、経済性、効率性及び有効性に視点を置いた監査や内部統制機関では確認困難な分野に監査資源を投入し、監査の重点化を図ることとしている。</p>

	各内部統制推進部局及び内部統制評価部局においては、内部統制制度が有効に働き、適正な事務処理が行われるよう、連携を図り、システムの見直しや組織によるチェック体制の強化などに継続的に取り組み、適正な財務会計事務等の執行に努められたい。
f 財産管理等 について	<p>財産管理に係る事務については、車検切れ車両の貸付や指定証が必要な薬品の不適切な管理により「指摘」となった案件が2件発生したほか、モバイルパソコンの不適切な管理や物品台帳の未作成など事務処理上の不適切な事例も散見されている。県有財産は、県民の財産であるという意識をもって適切な管理に努められたい。</p> <p>一方で、県では、ファシリティマネジメントの基本方針において、「総量適正化」、「施設の長寿命化」、「維持管理経費の最適化」、「施設の有効活用」の4本柱により、経営的な視点から県有施設の総合的な企画・管理・活用に取り組んでいる。とりわけ、「総量適正化」に向けた未利用財産の売却については、平成20年度から5年度ごとに県有財産の売却計画を策定しており、令和5年度からの「県有財産の売却計画」においては、5か年で66億5,154万4千円の売却を進めることとした。令和5年度は、売却条件が整わず売却を後ろ倒しにした物件が多かったため、売却額は6億5,961万9千円で、令和5年度の目標値に対する達成率は36.1%であった。今後は、売却対象財産の状況をより具体的に把握し、計画的な売却に努められたい。</p> <p>また、令和元年度に策定した「個別施設計画（公共建築物）」では公共建築物の総量適正化と長寿命化の取組を計画的に推進することとし、「総量適正化」については、令和31年度までの30年間で公共建築物の15%の削減を目標としている。</p> <p>令和5年度末の床面積は、建替え工程の影響により一時的に前年度末から13,784㎡増加したものの、個別施設計画の管理目標に対する達成率は累計で3.25%減と着実に削減が進められている。当該目標を達成するため、引き続き、計画的な削減に努められたい。</p> <p>加えて、長寿命化の取組により、建物劣化診断を実施し、今後の中長期維持保全計画の策定につなげていることから、県有施設の安全性の確保と財政負担の軽減の両立に努められたい。</p>

(2) 公営企業会計に対する決算審査の実施状況

ア 審査の対象

- 令和5年度静岡県工業用水道事業
- 令和5年度静岡県水道事業
- 令和5年度静岡県地域振興整備事業
- 令和5年度静岡県立静岡がんセンター事業
- 令和5年度静岡県流域下水道事業

イ 審査の期間

令和6年7月24日から令和6年8月29日まで

ウ 審査の結果

工業用水道事業ほか4事業の決算報告書及び財務諸表は、前記の方針により審査した限り、いずれも地方公営企業法等関係法令に準拠して作成され、正確であると認める。

また、一部に厳しい経営状況の事業もあるが、各事業は、地方公営企業の基本原則の趣旨に従い、おおむね適正に運営されているものと認める。

エ 審査の意見

a 工業用水道事業	<p>工業用水道事業は、料金改定による給水収益の増加、動力費の減少等による維持管理費の減少などにより経常利益を確保したほか、未利用地売却による特別利益を計上し、当年度純利益は、前年度より8,199万5千円（増減率10.3%）の減益となるものの、7億1,765万5千円となった。</p> <p>工業用水道別に見ると、6工業用水道のうち、湖西工水は当年度純損失を計上し、中遠、西遠の2工水は当年度純利益が前年度より減少した。</p>
--------------	--

	<p>また、年間実給水量を見ると、湖西以外は減少しており、6工水合計で846万2千m³減少した。今後も企業の移転や生産規模の縮小、水源転換等により、給水収益が減少する可能性があることに加え、老朽化する施設等の大規模な更新が必要となり、さらに厳しい経営状況が見込まれる。</p> <p>このような状況の中、「水道施設更新マスタープラン」に基づく「第5期長期修繕・改良計画」を踏まえた平成30年度から10年間の経営の基本計画である「経営戦略（第4期中期経営計画）改訂版」に基づき、計画的に事業を実施している。</p> <p>また、浄水発生土の有効活用と減量対策によるコスト削減や遊休資産売却等による収益確保に取り組んでいる。</p> <p>さらに、雑用水の営業活動を強化し、上水道とのコスト比較や企業局の支援制度等を記載した営業チラシを活用した営業活動に取り組むなど、新規顧客開拓に取り組んでいる。</p> <p>こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる</p> <p>① 「経営戦略（第4期中期経営計画）改訂版」に基づいて、若手職員や中堅職員を計画的に配置するなど、長期的視点に立った人材育成を進め、組織体制の充実や技術力の向上に努めながら積極的な経営革新に取り組まれない。</p> <p>また、収益確保については、企業の情報収集、管路近傍事業所への重点的な営業活動等による新規顧客の開拓、未利用資産の新たな有効活用や売却の検討など、積極的な取組に努められたい。</p> <p>なお、「工業用水利用促進インセンティブ制度」については、関係者から意見を聴取するなど、今後の顧客開拓のために有効な活用方法を検討されたい。</p> <p>運営コスト削減については、浄水発生土処分費や動力費等の削減を進めることにより収支改善を目指し、更なる経営基盤の強化に努められたい。</p> <p>さらに、能登半島地震の被害状況等を踏まえ、「第4期耐震計画」及び「第5期長期修繕・改良計画」に基づき、着実に施設や管路の耐震化を進められたい。</p> <p>② 富士川と東駿河湾工水を統合した「ふじさん工業用水道」については、令和11年度の本格的な一体的水運用の開始を目指し、令和6年度から新たに設置するポンプ場の設計・施工に加え、浄水場等の運転・維持管理への包括的民間委託の導入を進めている。一体的な運用によるコスト削減や工業用水の安定供給を果たせるよう事業を進められたい。</p>
b 水道事業	<p>水道事業は、動力費の減少等による維持管理費の減少などにより経常利益が増加し、当年度純利益が前年度より1億7,916万6千円（増減率30.6%）の増益の7億6,505万7千円となった。</p> <p>当年度純利益は、3水道事業のいずれも前年度より増加した。</p> <p>年間実給水量については、駿豆及び榛南で減少したが遠州は増加しており、当年度の3水道の合計実給水量は、前年度より477m³（同0.0%）の増加となった。</p> <p>黒字経営が継続しているが、今後、人口減少等に伴う水需要の低下による施設規模の適正化や管路等の大規模更新を進めるに当たり、費用の増加が見込まれている。</p> <p>また、水道事業は県民の生活を支える公共インフラであることから、大規模災害発生時にも速やかに安全・安心な水を供給することが求められている。</p> <p>こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <p>① 「経営戦略（第4期中期経営計画）改訂版」に基づいて、積極的な経営革新に取り組む、浄水発生土処分費や動力費の削減等による運営コストの削減により、健全経営の維持に努められたい。</p> <p>また、AⅠによる塩素の適正注入率制御や管路台帳の3次元モデル化に取り組み、水道管の劣化診断にAⅠ技術を導入している。今後も新たな技術の導入可能性を検討し、DXによる業務の効率化に努められたい。</p>

	<p>さらに、能登半島地震の被害状況等を踏まえ、「第4期耐震計画」及び「第5期長期修繕・改良計画」に基づき、着実に施設や管路の耐震化を進めるとともに、関係機関と連携し、災害や事故等の緊急事態に対応できる体制の維持に努められたい。</p> <p>② 榛南水道と静岡県大井川広域水道企業団が運営する大井川広域水道の統合について、令和11年4月を目途とする統合に向け、関係者間で施設整備、費用負担、資産譲渡等について協議を進めてきた。令和6年度からは実施協定に基づき、企業局が同企業団から受託して施設整備（接続工事等）を実施する。</p> <p>統合による将来の更新費用や維持管理コストの削減、契約水量と使用水量の乖離の解消など、受水地域にとって統合によるメリットが活かされるよう事業に取り組みたい。</p>
<p>c 地域振興整備事業</p>	<p>地域振興整備事業は、オーダーメイド方式により整備した「浜松坪井バイオマス発電施設関連」用地の引渡し完了し、前年度同様に土地売却収益を計上したが経常費用が経常収益を上回ったため、経常損失となり、特別損益を加えた当年度純損失は7,206万円となった。</p> <p>また、「牧之原萩間」については令和4年10月に、「長泉東野」については令和5年1月に、それぞれ企業局、市町、事業者の3者で基本協定を締結し、事業を進めている。</p> <p>さらに、市町への工業用地等開発可能性調査に対する助成や提案、技術的支援などによる開発候補地の掘り起こしを進め、セミ・レディーメイド方式等による事業化を推進している。</p> <p>こうした状況を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <p>① 「経営戦略（第4期中期経営計画）改訂版」に基づいて、工業用地等の造成に当たっては、市町や関係機関と連携した戦略的な開発候補地の掘り起こしを進めるとともに、セミ・レディーメイド方式等の多彩な造成方式により、多様な企業ニーズに対応した高付加価値を生む工業用地等の供給を進められたい。また、効率的な施工方法や経費削減に向けた創意工夫に取り組み、経営の健全性を確保しつつ効果的な事業執行に努められたい。</p> <p>② 「牧之原萩間」、「長泉東野」については、計画に沿った事業の推進に努められたい。</p>
<p>d 静岡がんセンター事業</p>	<p>静岡がんセンターは、本県がん対策の中核を担う高度がん専門医療機関であり、令和2年4月には全床開棟して615床となった。また、令和2年3月に、厚生労働大臣からがんゲノム医療中核拠点病院の指定を受け、本県におけるがんゲノム医療において中心的な役割を果たしており、治験・臨床試験や研究の推進、がんゲノム医療に関わる人材の育成に、大きな期待が寄せられている。</p> <p>令和5年度の病院事業は、患者1人当たりの単価の上昇により医業収益の増加がみられるが、高額医薬品の使用増に伴う材料費の増加や職員増に伴う人件費の増加などにより、4年連続の赤字となった。研究所事業の損失を含めると全体で5億9,354万5千円の当年度純損失となり、未処理欠損金も前年度より増加している。</p> <p>経営指標は悪化しており、コロナ感染の影響による病棟の一時閉鎖などにより、病床利用率が88.2%と、前年度に比べ、0.4ポイント低くなっている。</p> <p>当年度未処理欠損金は53億4,182万9千円となり、前年度に比べ5億9,354万5千円増加している。</p> <p>過年度医業未収金は、前年度に比べ670万8千円増と5年連続して増加しており、累計で1億2,948万2千円となっている。</p> <p>また、医師については毎年充足が進んでいるが、定数200人であるところ、令和5年度末は174人となっており、26人不足している。</p> <p>こうした点を踏まえ、次のとおり意見を述べる。</p> <p>① 病院事業は、令和2年度以降、4年連続の赤字となった。令和5年度の医業損益は、患者1人当たりの単価の上昇等により前年度からの改善が見られたが、一方で医業外損</p>

	<p>益は、他会計補助金の減少や雑損失の増加等により収支が悪化したことにより、病院事業純損益は、前年度と比べて悪化している。</p> <p>また、当年度未処理欠損金も前年度と比べて増加している。</p> <p>本県のがん治療の中核的な病院として、安定した医療を提供し病床稼働率の改善や手術件数の増加等による収益を確保するため、引き続き不足している医師の確保に努めるとともに、自治体病院としての役割を維持するために必要な経費を明確にした上での徹底した事業の見直しによる効率的な病院経営と収益の確保に取り組み、病院事業の黒字化を図っていただきたい。</p> <p>② 過年度医業未収金については、患者本位のもと、患者に寄り添ったきめ細かな対応による未収金発生未然防止と、早期回収に努めるとともに、回収不能が明らかになった債権については、速やかに調査等を行い必要な欠損処理等を行うなど適正な債権管理を行われたい。</p> <p>③ 研究所を中心に平成25年度から行われているプロジェクトHOPEについて、日本版がんゲノムアトラスの構築や、「ふじのくにHOPEオンコパネル」を開発し保険適用に向けた薬事申請を行うなど成果を上げている。今後も、費用対効果を検証しながら研究成果を県民に還元するよう努められたい。</p>
<p>e 流域下水道事業</p>	<p>流域下水道事業は、平成31年4月から公営企業会計を採用し、中長期的な見通しに立った経営方針や投資、財政の基本計画である「静岡県流域下水道事業経営戦略」（令和2～11年度）を令和3年2月に策定した。同経営戦略の計画的かつ着実な実施が求められる中、動力費の減少等による維持管理費の減少などにより、当年度純利益は、前年度より2億2,252万8千円（増減率47.3%）の増益となり、6億9,270万4千円となった。</p> <p>年間総処理水量を見ると、狩野川西部は前年度より15万9千㎡（同0.8%）増加しているものの狩野川東部は114万㎡（同9.2%）減少し、全体では3.0%減少の3,141万9千㎡となった。</p> <p>このような状況下において、経営戦略の計画期間の中間年度となる令和6年度は、これまでの評価・検証を踏まえて見直しを行うことにしている。</p> <p>また、令和4、5年度の2か年をかけて策定した第2期ストックマネジメント計画（令和6～10年度）に基づき、第1期計画に引き続き、施設・設備の長寿命化対策を進めることとしている。</p> <p>こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <p>① 経営戦略の見直しに当たっては、当事業が5市3町からの負担金を主な財源としていることから、動力費の節減等による維持管理費の縮減や、近年の物価高騰の影響も考慮した、より効率的な事業運営について検討し、重要なライフラインである下水道施設を維持するため、市町との協力による雨天時浸入水対策など、必要な各種施策の適切な実施や、健全な事業運営に努められたい。</p> <p>② 施設の耐震化・耐水化については、重要な施設の耐震化を終え、残る耐震化予定箇所もあとわずかとなっているが、能登半島地震においては、管渠の被害規模が大きく、国でも同地震を踏まえた対策のあり方の検討を進めている。国の動向を注視しながら必要な地震対策を講じるとともに、引き続き、施設の耐水化対策工事についても、完了に努められたい。</p> <p>③ 新たに策定した「第2期ストックマネジメント計画」に基づき、下水道の施設・設備について、点検調査や診断の結果により健全度を把握しながら、計画的な修繕・更新を進め、事業費の平準化と施設・設備の長寿命化を進められたい。</p>

(3) 基金運用状況に対する審査の実施状況

ア 審査の対象

静岡県立美術館建設基金

イ 審査の期間

令和6年7月24日から令和6年8月29日まで

ウ 審査の結果及び意見

審査の結果、本基金は適正に運用されており、計数にも誤りはなかった。

7 健全化判断比率等審査

(1) 健全化判断比率審査の実施状況

ア 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

イ 審査の期間

令和6年8月14日から令和6年8月29日まで

ウ 審査の結果

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、算定された健全化判断比率は誤りのないものと認められる。

区 分	令和5年度 健全化判断比率	令和4年度 健全化判断比率	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	3.75%	5%
連結実質赤字比率	—	—	8.75%	15%
実質公債費比率	13.6%	13.0%	25%	35%
将来負担比率	235.4%	240.0%	400%	

（注）実質赤字額、連結実質赤字額が生じない場合の比率は「—」と表示

エ 審査の意見

実質公債費比率	<p>令和5年度の実質公債費比率は13.6%で早期健全化基準（25.0%）未満であるが、前年度実績（13.0%）より0.6ポイント悪化した。令和5年度単年度の比率は14.3%で、令和4年度（14.2%）に比べ0.1ポイント悪化した。</p> <p>これは、交付税措置のない県債残高の増等により、算定式の分子が増加したことによるものである。</p> <p>令和4年度の全国順位は前年度と同じ38位であり、引き続きワースト10入りしており、今後も長期的な視点に立ち公債費の縮減等により財政負担の軽減に努められたい。</p>
将来負担比率	<p>令和5年度の将来負担比率は235.4%で早期健全化基準（400%）未満であり、前年度実績（240.0%）に比べ4.6ポイント改善している。</p> <p>令和4年度の全国順位は、前年度の42位から41位となったが、引き続きワースト10に入っている。</p> <p>また、将来負担額の大半を占める地方債現在高が前年度に比べると37億5,202万9千円減少したものの、3兆5,070億1,140万9千円と多額であることから、地方債などの将来負担額の適正な管理に取り組み、将来、財政を圧迫することがないように努められたい。</p>

（参 考）

【健全化判断比率とは】

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持ちます。

実質赤字比率	一般会計等の赤字の程度を指標化したものです。財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
連結実質赤字比率	一般会計及びすべての特別会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化したものです。地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
実質公債費比率	借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したものです。この比率が高いほど、返済負担が重いことを表します。
将来負担比率	一般会計等の将来支払っていく財政負担（地方債現在高及び債務負担行為額）だけでなく、将来支払っていく可能性のある財政負担（地方公社等に係る実質的な負債等）を指標化したものです。この比率が高いほど、将来的に財政が圧迫される可能性が高いことを表します。

(2) 資金不足比率審査の実施状況

ア 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定する次に掲げる公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- ・ 静岡県工業用水道事業会計
- ・ 静岡県水道事業会計
- ・ 静岡県地域振興整備事業会計
- ・ 静岡県立静岡がんセンター事業会計
- ・ 静岡県流域下水道事業会計
- ・ 静岡県清水港等港湾整備事業特別会計

イ 審査の期間

令和6年8月14日から令和6年8月29日まで

ウ 審査の結果

審査に付された次の公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

令和5年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足額はなく、資金不足比率は算定されない。

区分		公営企業会計名	令和5年度 資金不足比率	令和4年度 資金不足比率	経営健全化 基準
法 適用 企業	宅地造成 事業以外	静岡県工業用水道事業会計	—	—	20%
		静岡県水道事業会計	—	—	
		静岡県立静岡がんセンター事業会計	—	—	
		静岡県流域下水道事業会計	—	—	
宅地造成	静岡県地域振興整備事業会計	—	—		
法非 適用 企業	宅地造成	静岡県清水港等港湾整備事業特別会計	—	—	

(注) 1 法適用企業とは、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部又は一部が適用される公営企業のことをいう。

法非適用企業とは、地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する政令で定める公営企業のうち、法適用企業以外のものをいう。

2 資金不足額が生じない場合の比率は、「—」と表示

エ 審査の意見

令和5年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足は生じていない。引き続き、健全な公営企業の経営に努められたい。

(参 考)

【資金不足比率とは】

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの事業の規模に対する資金の不足額の比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。この比率が一定基準以上となった場合は、経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図らなければなりません。

【法適用企業と法非適用企業の経理事務】

法適用企業は地方公営企業法の規定の全部又は一部が適用される公営企業であり、企業としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るように運営されることを確保するために経理事務は企業会計方式で行われます。

法非適用企業は、地方公営企業法の適用を受けない公営企業であり、経理事務は官庁会計方式で行われます。

8 内部統制評価報告書の審査

内部統制評価報告書の審査について、以下のとおり実施しました。

(1) 審査の対象

令和5年度静岡県内部統制評価報告書及び参考資料

(2) 審査の期間

令和6年8月6日から令和6年9月9日まで

(3) 審査の実施内容

「静岡県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月（令和6年3月改定）総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、本庁及び出先機関の定期監査において得られた知見を利用した。

(4) 審査の結果

令和5年度静岡県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は概ね相当であると認める。

(5) その他

審査の結果に添えて、下記のとおり意見を付した。

今回の審査において、重大な不備の判断等に関し、改善が必要と判断されたため、次の各事案について、意見を述べる。

① 個人情報に関する取扱いについて

個人情報の管理に関する事務については、重大な不備の判断基準が設定されていない。

内部統制ガイドラインのQ&A（※）では、重大な不備の具体的な判断基準について、何をもちて「大きな経済的・社会的な不利益」と判断するかは、各地方公共団体の規模や個々の業務の特性等によって異なることが想定され、各団体において適切に判断されるものと考えられている。

本県において「要配慮個人情報」の漏洩等、社会的不利益になる事案が毎年複数発生しており、県政に対する県民の信頼を損なう事態が懸念されている。慎重な取扱いが求められる個人情報に関する取扱いについては、より適切な判断基準を設け、評価することを検討されたい。

② 教育委員会の評価対象について

教育委員会については、財務事務のうち本庁の予算執行に関する事務並びに公有財産及び物品に関する事務について評価の対象となっている。一方で、令和5年度の監査では、評価の対象となっていない学校の財務会計において1件、情報管理において4件の監査結果を発出している。

内部統制ガイドラインのQ&A（※）では、長以外の執行機関の権限に属する事務に係る内部統制について、地方自治法第150条上の義務はないが、自主的に取り組むことが望ましいと考えられており、教育委員会においても知事部局と同様の事務を評価対象とすることについて検討されたい。

（※）「地方公共団体における内部統制制度導入・実施ガイドライン」に関するQ&A（令和6年3月改定）

9 例月出納検査

(1) 根拠

地方自治法（以下「法」という。）第235条の2第1項に基づき、普通地方公共団体の現金の出納について検査を行うこととなっています。

(2) 検査の対象

ア 普通会計（静岡県一般会計及び特別会計）、歳入歳出外現金及び基金

イ 公営企業会計

- ・ 静岡県流域下水道事業会計
- ・ 静岡県工業用水道事業会計
- ・ 静岡県水道事業会計
- ・ 静岡県地域振興整備事業会計
- ・ 静岡県立静岡がんセンター事業会計

(3) 実施時期・方法

ア 実施時期

法第235条の2第1項では「毎月例日を定めて」検査することとされており、本県では、静岡県監査委員に関する条例第10条で、毎月25日から月末までの間に行うこととしています。なお、検査の対象は、原則として前月分です。

<令和6年度実績>

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日	30	31	28	31	30	30	31	29	27	31	28	28

イ 実施方法

書面検査により実施しています。

なお、予備検査については、平成16年度から検査の正確性、透明性及び効率性を高めるため、公認会計士の一部を委託して実施しています。

（令和6年度は、普通会計等、企業局会計（工業用水道事業会計、水道事業会計、地域振興整備事業会計）及び静岡がんセンター事業会計の予備検査を外部委託で実施）

(4) 検査結果

令和6年度は、出納関係諸帳簿及び証拠書類等を照合検査した結果、いずれも適正でした。

(5) 結果報告

検査の結果は、法第235条の2第3項の規定に基づき、県議会及び知事に報告することとされており、本県では検査の都度、その結果を書面で報告しています。

10 住民監査請求に基づく監査

住民監査請求は、住民の方が、地方公共団体の執行機関（長、委員会、委員）や職員に違法又は不当な財務会計行為があると認めるとき、監査委員に監査を求め、必要な措置を講じるよう請求することができる制度です。（地方自治法第242条第1項）

(1) 監査実施状況

区分 年度	前年度 からの 繰越	受付	却下 (注1)	監査 不能 (注2)	受理			翌年度 への 繰越
					勧告	棄却 (注3)	却下	
令和2年度								
令和3年度		1	1					
令和4年度								
令和5年度		4			4	3		1
令和6年度	1	14	4	1	9	9	1	

（注1）地方自治法で定められた住民監査請求の要件を満たしていなかったため、監査を実施しませんでした。

（注2）監査委員の全員について、自己の一身上に関する事件又は自己の従事する業務に直接の利害関係のある事件に該当するため、地方自治法の規定により監査を実施しませんでした。

（注3）一部を棄却、一部を却下とした事案は棄却欄に計上しています。

(2) 監査の結果

結果の詳細は、監査委員事務局のホームページ（<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/kansa/1002104/1049577/1004015/1033001.html>）に掲載しています。

11 令和6年度の指摘に対する改善の措置状況（県公報登載）

(1) 定期監査（3箇所3件）

ア 経営管理部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
下田財務事務所	令和7年3月25日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 不適切な事務処理による法人二税の課税漏れ等</p> <p>3 内容 下田財務事務所は、令和3年度から4年度にかけて、法人二税（法人県民税・法人事業税）に係る317件の事務放置等の不適切な事務処理を行った結果、未徴収4件963,800円、過徴収4件113,000円、課税権消滅1件63,400円を発生させた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 事案発生の原因</p> <p>(1) 1税目を1人で担当する現行の組織体制により、事務処理を担当者一人任せにしてしまい、関係書類が適切に管理されなかったことなどから、事務の進捗管理が適正にできていませんでした。</p> <p>(2) 事務所規模に比べて扱う税目数が多く、その各税目を税務経験がない、または浅い職員が担当せざるを得ない状況であることに加えて、事務所内で助言、指導ができない体制でした。</p> <p>2 改善措置</p> <p>(1) 事務の進捗管理を適正に行うため、税目ごとに管理項目を細分化した税務事務進行管理表を新たに作成し、業務進捗管理をきめ細かく徹底して行うほか、担当者個人だけがわかる書類の管理とならないように、その保管方法を見直すなど、不適切な事務処理の再発防止を図りました。</p> <p>(2) 税務経験の浅い職員に対しての教育、指導が当事務所では困難な税目があることから、業務の実践や研修等を通じて職員の専門性の更なる向上を図るため、専門知識を有する職員が所属する他の財務事務所と連携を強化しました。</p> <p>3 今後の防止策</p> <p>(1) 日々の書類の提出状況や管理状況の把握等を含めた業務の進捗管理の更なる徹底を図っていきます。</p> <p>(2) 組織体制や職員の配置の見直し等を含めた再発防止につながる取組については、当事務所だけで抜本的な解決を図ることは困難であることから、総務課や税務課、他事務所等と連携して具体的な検討を進めていきます。</p>	

イ 経済産業部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
中遠農林事務所〔西部家畜保健衛生所〕	令和6年9月30日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 建設工事の不適切な工期設定</p> <p>3 内容 中遠農林事務所は、令和4年度に実施した排水機更新工事において、著しく短い期間を工期とする請負契約を締結していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 事案発生の背景と原因</p> <p>排水機更新工事の実施に当たり、令和3年度補正予算の成立後、速やかに発注すべきところ、国や市との予算調整に期間を要したことから、工事発注が令和4年度末となり適正工期の確保が困難となりました。一方、事業効果の早期発現のためには年度内の発注が必要であることから、予算の繰越承認後に工期を延期することを入札の条件に附した上で、8日間を契約期間とする請負契約を締結しました。</p> <p>事案発生の原因については、著しく短い期間を工期とすることを禁止する建設業法の規定についての認識が不足していたこと、及び所属において予算執行の定期的な進捗管理を行っておらず、問題の早期発見ができなかったことです。</p> <p>2 再発防止策</p> <p>令和6年10月に建設業法第19条の5の規定を所内会議で再周知し、計画工程表を設計書に添付して適正な工期を確保できることを明示した上で工事を発注する対応を行っています。</p> <p>さらに、予算執行においては、課長、班長、担当間で月1回のミーティングを実施し、発注の時期を確認するなど、進捗管理を行っています。また、発注に向け問題が発生した場合には、本庁所管課と早期に協議を行い、予算の地区間流用など柔軟な予算執行を実施しています。</p> <p>加えて、関係機関や関係者との調整状況や資材価格、納入期間などを考慮し、迅速かつ確実に執行できる工事金額を十分に精査した上で必要な予算を確保してまいります。</p>	

ウ スポーツ・文化観光部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
ふじのくに地球環境史ミュージアム	令和7年3月3日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 会計年度任用職員の労災保険に係る不適切な処理</p> <p>3 内容 ふじのくに地球環境史ミュージアムは、平成27年4月から労災保険適用事務所に該当しているにもかかわらず、令和5年11月に会計年度任用職員の通勤災害が発生するまで労災保険に未加入であることに気付かず、静岡労働基準監督署に労災保険に係る必要な届出を行っていなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成27年度の事務所設置当初から、会計年度任用職員に対しても職員と同様に公務災害が適用されるものと認識しており、事務所単体で、労災保険に加入する必要があるという認識に到りませんでした。</p> <p>令和5年11月、会計年度任用職員の通勤災害を契機に労災保険未加入が判明した後、静岡労働基準監督署に相談し、速やかに労災保険加入手続きを完了しました。</p> <p>年度替わりや新たな労務関係が発生した際には、担当者が労務関係の法令を遵守しているかについてチェックし、不明な点については、他事務所や関係機関に確認するなどして適切に処理を行います。</p> <p>また、法令に従って適切な処理を行っているかについては、担当者のみならず、同僚、上司などでダブルチェックを行います。</p>	

第3 年度別の指摘等の状況一覧

(1) 総括表

年度	監査種別	実施箇所	指摘等の箇所	指摘等の件数	指摘等件数内訳							
					指摘				注意			
					財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
2	定期監査	468	63	79	3	2	4	9	24	16	6	46
	随時監査	29	2	2	1			1	1			1
	臨時監査	2	1	1			1	1				0
	財援団体等	41	3	3				0	3			3
	計	540	69	85	4	2	5	11	28	16	6	50
3	定期監査	476	49	47	2		3	5	11		9	20
	随時監査	22	0	0				0				0
	臨時監査	3	3	3			2	2				0
	財援団体等	43	2	2	2			2				0
	計	544	54	52	4	0	5	9	11	0	9	20
4	定期監査	476	51	53	3	1	6	10	6	4	12	22
	随時監査	22	1	1				0				0
	臨時監査	0	0	0				0				0
	財援団体等	44	0	0				0				0
	計	542	52	54	3	1	6	10	6	4	12	22
5	定期監査	474	51	57	3		6	9	14	2	12	28
	随時監査	21	4	3				0	1			1
	臨時監査	0	0	0				0				0
	財援団体等	32	1	2				0	2			2
	計	527	56	62	3	0	6	9	17	2	12	31
6	定期監査	472	41	44	1	1	1	3	12	4	8	24
	随時監査	13	1	3				0	1			1
	臨時監査	0	0	0				0				0
	財援団体等	33	0	0				0				0
	計	518	42	47	1	1	1	3	13	4	8	25

(注) 注意に該当する事項で、その程度が単純かつ影響の少ないミスである「指導」や、意見に該当する事項でその内容が軽微である「指導(検討)」につきましては、令和2年度から監査委員事務局長指導事項として、監査結果と区分しています。なお、令和6年度の事務局長指導事項の件数は75件(令和5年度の事務局長指導事項の件数は67件)です。

意見				計			
財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
5		19	24	32	18	29	79
			0	2	0	0	2
			0	0	0	1	1
			0	3	0	0	3
5	0	19	24	37	18	30	85
		22	22	13	0	34	47
			0	0	0	0	0
		1	1	0	0	3	3
			0	2	0	0	2
0	0	23	23	15	0	37	52
		21	21	9	5	39	53
	1		1	0	1	0	1
			0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
0	1	21	22	9	6	39	54
		20	20	17	2	38	57
2			2	3	0	0	3
			0	0	0	0	0
			0	2	0	0	2
2	0	20	22	22	2	38	62
		17	17	13	5	26	44
2			2	3	0	0	3
			0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
2	0	17	19	16	5	26	47

(2) 部局別内訳

部局	年度	2				3				4			
	区分(注1)	指摘	注意	意見	計	指摘	注意	意見	計	指摘	注意	意見	計
知事部局	知事直轄組織		1		1		1		1		2	2	4
	危機管理部	1		2	3		1	2	3			2	2
	経営管理部	1	2	3	6	1	1	1	3	1	2	1	4
	くらし・環境部			3	3			3	3			1	1
	スポーツ・文化観光部 (文化・観光部) (注2)		4	2	6		1	2	3		2	1	3
	健康福祉部		2	2	4	1	3	4	8	5		3	8
	経済産業部	1	4	3	8	1	6	4	11	2	4	3	9
	交通基盤部	2	22	4	28	1	4	3	8	2	6	3	11
	出納局		1	1	2				0				0
	小計	5	36	20	61	4	17	19	40	10	16	16	42
企業局				0				0				0	
がんセンター局		1		1				0				0	
議会事務局				0				0				0	
各種委員会事務局				0		1		1				0	
教育委員会事務局、教育機関	3	8	4	15	1	2	3	6		5	5	10	
警察本部、警察署	1	1		2				0		1		1	
計	9	46	24	79	5	20	22	47	10	22	21	53	
随時監査	1	1		2				0			1	1	
臨時監査	1			1	2		1	3				0	
財政的援助団体等		3		3	2			2				0	
合計	11	50	24	85	9	20	23	52	10	22	22	54	

(注)

- 1 注意に該当する事項で、その程度が単純かつ影響の少ないミスである「指導」や、意見に該当する事項でその内容が軽微である「指導(検討)」につきましては、令和2年度から監査委員事務局長指導事項として監査結果と区分しています。なお、令和6年度の事務局長指導事項の件数は75件(令和5年度の事務局長指導事項の件数は67件)です。
- 2 「スポーツ・文化観光部」については、令和2年度に「文化・観光部」から名称を変更しました。

5				6			
指摘	注意	意見	計	指摘	注意	意見	計
1	2	1	4		2	1	3
		1	1		1	1	2
1	5	2	8	1	5	3	9
		1	1			1	1
1		2	3	1	1	1	3
2	2	3	7		3	2	5
2	3	1	6	1	4	1	6
	6	2	8		5	1	6
		1	1			1	1
7	18	14	39	3	21	12	36
			0				0
			0				0
			0				0
	1		1				0
	8	5	13		3	3	6
2	1	1	4			2	2
9	28	20	57	3	24	17	44
	1	2	3		1	2	3
			0				0
	2		2				0
9	31	22	62	3	25	19	47

第4 監査業務のアウトソーシング

県民に信頼され、開かれた監査を推進するため、予備監査業務のうち財務会計に関する監査業務の一部を監査法人等に外部委託（アウトソーシング）しています。

本県では、全国に先駆け、平成14、15年度から試行的に実施し、平成16年度からは、毎年概ね業務の50%程度をアウトソーシングしています。

効果として、外部の者が監査業務に従事することにより透明性や独立性が確保されること、公認会計士の専門的知識等を活用した監査ができることなどが挙げられます。

1 令和6年度の監査実施状況

区 分		全対象箇所 A	アウトソーシング 対象箇所 B	6年度 実施率 B/A	(参考) 5年度 実施率
定期 監査	本 庁	218	109	50.0%	52.9%
	出先機関	254	128	50.4%	47.0%
小 計		472	237	50.2%	49.8%
財援団体等 の監査		33	26	78.8%	87.5%
計		505	263	52.1%	52.2%
例月出納検査		4会計 歳入歳出外現金 基金	3会計 歳入歳出外現金 基金	—	—

2 令和6年度の指摘等の状況

指摘等の件数 A	アウトソーシング による指摘等件数 B	6年度 アウトソーシ ングによる割合 B/A	(参考) 5年度 アウトソーシ ングによる割合
122	12	9.8%	10.1%

(注)

定期監査、財政的援助団体等の監査による件数で、監査結果のほか監査委員事務局長指導事項の件数を含みます。

第5 外部監査

1 外部監査制度の概要

平成9年6月に地方自治法が改正され、監査機能の専門性・独立性の強化や監査機能に対する住民の信頼を高めるため、外部監査制度が導入されました。

本制度は、監査委員の監査に加えて、弁護士、公認会計士、税理士などを「外部監査人」に起用して、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能に対する住民の信頼を高めることをねらいとしています。

本制度は、知事が公認会計士等と外部監査契約を締結して実施しますが、次の2種類があります。

- ・毎会計年度、特定のテーマを決めて行う「包括外部監査」
- ・特定の事件について監査委員の監査に代えて行う「個別外部監査」

令和6年度は個別外部監査は実施されていません。

区分	①包括外部監査	②個別外部監査
監査の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・財務監査 ・財政的援助団体等に対する監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・有権者の50分の1以上の連署による事務監査請求 ・議会からの事務監査請求 ・知事からの事務監査要求 ・知事からの財政的援助団体等の監査要求 ・住民からの住民監査請求
監査対象事項	外部監査人自らが選定した事項（年1回以上）	外部監査によることを請求・要求された事項
契約先	自然人1人（弁護士、公認会計士、実務精通者（当該団体のOB除く）、税理士）	
契約期間	毎会計年度当初～当該年度末	個々の契約で決定
契約制限	同一の者と連続契約できるのは3回まで	—
補助者	あらかじめ監査委員と協議し、補助者を使用することができる	
関係人調査	あらかじめ監査委員と協議し、関係人の出頭、調査、書類等の提出を求めることができる	
義務と罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・善良な管理者の注意をもつての誠実な監査 ・公正不偏な態度保持と自らの判断と責任における監査 ・守秘義務 ・みなし公務員（刑法その他の罰則の適用については、公務に従事する職員とみなされること。） 	

2 包括外部監査について

包括外部監査は、監査委員の監査に加えて、知事が起用した弁護士、公認会計士、税理士などの「外部監査人」が監査を行うことで、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能に対する住民の信頼を高めることをねらいとした監査制度であり、本県では総務部（令和6年度までは経営管理部）が所管しています。

本監査は、公認会計士等と外部監査契約を締結の後、毎会計年度、外部監査人が特定のテーマを決めて実施されています。

監査の結果は、次表に基づき「指摘」又は「意見」に整理して提示されます。

区 分	内 容
指 摘	次に掲げる事項に該当する事項 1 法令・条例・規則に違反している事項 2 収入確保に適切な措置を要する事項 3 予算を目的外に支出している事項 4 不経済な支出又は損害を生じている事項 5 その他、明らかに改善の必要があると認める事項
意 見	組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から改善や検討の必要があると認める事項

3 令和6年度包括外部監査の実績

項 目	内 容
テ ー マ	試験研究機関の財務事務等について
監査結果	指摘：なし 意見：127件

※詳細は、監査委員事務局のホームページ（<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/kansa/1002104/1004016/1071404.html>）に掲載しています。

4 年度別の実施状況

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
契約の締結	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
契約の金額	1,750万円を上限とする	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
外部監査人	杉原賢一	村松淳旨	同左	同左	原田俊輔	同左	同左	加山 秀剛	同左	同左
(資格)	公認会計士	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
(住所)	静岡市	藤枝市	同左	同左	浜松市	同左	同左	焼津市	同左	同左
テーマ	過去の包括外部監査の措置の状況について	債権管理の財務に関する事務の執行について	防災・減災等事業に関する財務事務等の執行について	指定管理者制度を採用する公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について	子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について	教育の振興に関する施策の財務事務の執行について	文化芸術の振興に関する施策の財務事務の執行について	産業振興に関する施策の財務事務の執行について	観光に関する施策の財務事務の執行について	試験研究機関の財務事務等について
補助者(人数)	5人	6人	7人	8人	6人	6人	6人	5人	5人	6人
公認会計士	5人	6人	7人	8人	5人	5人	5人	4人	4人	5人
弁護士	—	—	—	—	1人	1人	1人	1人	1人	1人
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
結果の報告	H28.3.25	H29.3.21	H30.3.27	H31.3.22	R2.3.19	R3.3.19	R4.3.23	R5.3.23	R6.3.18	R7.3.14
結果の公表(公告日)	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.30	H31.3.29	R2.3.31	R3.3.31	R4.4.1	R5.3.31	R6.3.29	R7.3.28
措置の公表(公告日)	H29.1.6	H29.10.27	H30.11.2	R元.9.27	R2.10.6	R4.1.28	R4.10.18	R5.10.20	R6.10.1	R7.10.7

第6 監査の情報提供

本県では、監査基本方針に基づき、公正で透明性があり、県民の視点に立った監査を目指すため、以下のような取組を行っています。

<県公報による広報>

監査結果などについて、県公報に登載しています。

<ホームページによる広報>

監査結果などについては、県公報に加えて、ホームページにも掲載しています。

なお、監査年報は、ホームページでもご覧いただけます。

●静岡県のホームページアドレス

<https://www.pref.shizuoka.jp/>

●監査委員事務局のホームページアドレス

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/kansa/1002104/index.html>

<監査結果の報道機関（県政記者クラブ）への情報提供>

平成22年度から、定期監査等の結果については、報道機関（県政記者クラブ）へ積極的かつ速やかに情報提供し、県民に対する説明責任を果たすとともに、より一層の監査の透明性を図っています。

資料 監査結果の「指摘」「注意」「意見」とは

1 監査結果の報告・公表及び意見の提出

監査委員は、監査結果に関する報告を決定し、これを議会、知事及び関係機関に提出し、かつ県公報に登載して公表します。

必要があると認めるときは、報告に添えて意見を提出します。

公表の回数は原則として年5回です。

なお、監査結果に関する報告やその報告に添える意見は、監査委員の合議により決定します。

2 監査結果の区分

区分	内 容
指摘	次のいずれかに該当し、その程度が著しいもの及びその他特に指摘すべき重大な事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で指摘し、かつ、報告及び公表します。 なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。 a 法令・条例・規則に違反している事項 b 収入確保に適切な措置を要する事項 c 予算を目的外に支出している事項 d 損害が生じている事項 e 経済性・効率性・有効性が低いと認められている事項 f 既に注意事項としたもので是正又は改善がされていない事項
注意	指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で注意し、かつ、報告及び公表します。 なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。
意見	組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める場合は、関係部局長等に対し文書で意見を提出し、かつ、報告・公表します。

(注) 監査結果のほか、注意や意見に該当する事項でその内容が軽微である事項につきましては、監査委員事務局長指導事項としています。

3 監査結果に基づく改善の措置の公表

指摘、注意、意見に対しては3か月以内に改善措置を講ずるよう求めており、議会、知事等から、監査結果に基づき又は監査結果を参考として改善の措置を講じた旨の通知を受けた場合は、その都度、当該通知に係る事項を県公報に登載して公表します。

4 指摘事項等に対する改善の措置状況の把握

指摘、注意、意見の改善の措置状況については、次回の監査においてもその内容を確認します。

(参考)

監査結果の区分（令和4年度まで）

区分	内 容
指摘	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のいずれかに該当すると認められる場合又はその他特に指摘すべき重大な事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で指摘し、かつ、報告及び公表します。</p> <p>なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none">a 法令・条例・規則に違反している事項b 収入確保に適切な措置を要する事項c 予算を目的外に支出している事項d 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項e 既に注意事項としたもので是正又は改善がされていない事項
注意	<p>指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で注意し、かつ、報告及び公表します。</p> <p>なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。</p>
意見	<p>組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める場合は、関係部局長等に対し文書で意見を提出し、かつ、報告・公表します。</p>

令和6年度版監査年報

令和8年3月 発行

静岡県監査委員事務局監査課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
電 話 054-221-2296
e-mail kansaka@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/kansa/1002104/index.html>

この冊子についてのお問い合わせ、ご意見、ご要望などは、上記までご連絡ください。